

平成28年定例第1回市議会会議録(第3日)

平成28年3月9日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
3番	徳 永	重 遠	12番	壇	康 夫
4番	末 吉	達二郎	13番	中 尾	眞智子
5番	古 賀	義 教	14番	中 島	一 博
6番	前 原	武 美	15番	坂 口	孝 文
7番	野 田	力	16番	宮 本	五 市
9番	荒 卷	隆 伸	17番	牛 嶋	利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

8番	上津原	博
----	-----	---

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	次長補佐兼係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	環境衛生課長	富重巧斉
副市長	高野道生	農林水産課長	大津光若
教育長	長岡廣通	商工観光課長	松尾博
監査委員	平井常雄	上下水道課長	松尾正春
総務部長	塚野仙哉	学校教育課長	田中裕樹
保健福祉部長	松藤泰大	エネルギー政策推進室長	藤吉裕治
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	教育部指導室長	稗田賢次
環境経済部長	横尾健一	学校教育課長補佐 兼学校再編推進係長	木村勝幸
建設都市部長	石橋慎二	学校教育課 学校教育係給食担当係長	森英臣
教育部長	大津一義	福祉事務所副所長 兼生活支援係長	西山功
消防長	北嶋俊治	企画財政課長補佐兼 企画・地方創生係地方創生担当係長	山田利長
総務課長	西山俊英	福祉事務所社会福祉係 社会福祉担当係長	中村栄志
企画財政課長	坂田良二	秘書広報課長	加藤武美
企画財政課 財政係長	大坪康春	秘書広報課 広報担当係長	末吉建
福祉事務所長	梅津俊朗	庶務課庶務法制係 庶務担当係長	堤則勝
子ども子育て課長	築地原良太		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（2日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	6	前 原 武 美	1. 桜舞館小学校の運営について 2. スマートエネルギーの売電について
2	3	徳 永 重 遠	1. 学校給食の意義および徴収方法などについて
3	2	吉 原 政 宏	1. 商店街地域の振興と空き店舗活用について 2. 生活困窮者自立支援制度について 3. シティプロモーション事業について
4	1	奥 蘭 由美子	1. みやま市の障がい者福祉について
5	11	川 口 正 宏	1. 瀬高公民館の今後のあり方について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、8番上津原博君におかれましては、先日に引き続き欠席届が提出をされており、これを許可しておりますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いをいたします。

それでは、早速、順番に発言を許します。まず、6番前原武美君、一般質問を行ってくだ

さい。

○6番（前原武美君）（登壇）

皆さんおはようございます。今回、一般質問を議長の承認を得まして、本日、2点の案件について質問をさせていただきます。

まず初めに、今回、質問いたしますが、桜舞館小学校の運営についてでございます。

本年4月より開校されます桜舞館小学校の円滑なスタートをするために4校統合協議会を設置され、おのおの専門部会においてさまざまな議論がなされて取り決め等がなされております。その結果をもってよりよい教育を目指すようにと、1月28日、開校準備に関する最終答申書が提出されたところでございます。第11号、4校統合協議会だより最終号の会長挨拶もありますように、これからの第2次、第3次学校統合が、立派な統合校ができますように祈りますというふうに述べられております。このことは、今回の協議会答申は、今後統合される新たな学校の見本になっていくものとも言えると思います。

しかしながら、今回の協議会決定事項にも、内容を見てみますと、当然ながら協議会事項と思われるものが教育機関のみで決定された事項がございます。関係者との協議が不足していると思われる事項について質問をいたします。

それは生徒が使用する用具等の決定についてであります。新設開校に当たり、一部教材、器材等の新規入れかえ、設置などがなされますが、それと同時に、生徒、保護者が買いそろえる新校に伴う制服や体育館シューズ等の購入について協議会とどのように決定をなされたのか、経過を教育長にお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）（登壇）

おはようございます。前原議員さんにおかれましては、桜舞館小学校の滞りのない開校に関心を持っていただき、まことにありがとうございます。

それでは、桜舞館小学校の運営についての御質問にお答えいたします。

みやま市初の統合小学校であります桜舞館小学校が、この4月5日に開校いたします。開校に当たりましては、保護者代表、地域代表、学校代表で構成します4校統合協議会を立ち上げ、教育委員会の諮問に応じ、調整が必要なたくさんの事項について、御質問にあります児童・生徒が使用する用具等の決定も含めて計11回にわたって協議をしていただきました。

まず、制服等につきましては、学校指定備品等という項目で協議いただいたところであります。

現在、4小学校にはそれぞれに指定の制服がございますが、桜舞館小学校ではどのように取り扱うのか、新たに指定する場合は費用負担も発生することから、協議会で保護者を中心に検討していただきました。桜舞館小学校でもこれまでのように制服を指定するのか、それとも自由服とするのか、そういった議論からスタートし、統合の1年前に入学する児童の対応や現在の制服の取り扱いなど、非常に丁寧に協議がなされております。

その結果、最終的には新しく制服をつくることとし、4校の全保護者による制服見本の投票を行い、出された意見を参考にデザインが選定され、価格や取扱販売店等の調整を経て決定されております。

その結果、桜舞館小学校の制服は新しいデザインのものになりましたが、男女兼用とされ、希望があれば平成27年度入学児童から着用できるようにされております。そのために、昨年の入学式では、閉校より1年早いですが、桜舞館小学校のぴかぴかの制服に身を包んだ新入生が4校に入学いたしました。

また、これまでの4校の制服も引き続き5年間は着用できるように配慮いただいたところ です。

一方、学校で使用します体操服や給食着、水着、上履き等につきましては、校内に限った使用となりますので、協議会では、その決定については4校長に一任されております。4校の校長先生も学校経営全般にわたる協議を28回も積み重ねて熱心に協議してくれました。その中の一つに制服以外の服装等の決定も入っております。

結果として、体操服や給食着、水着、上履きについては、取扱販売店も含め、制服に準じた取り扱いとされました。ただし、御質問にあります体育館シューズについては、今回、桜舞館小学校の体育館が新築であることから、できるだけ児童がフロアを傷めることがないように、新たに指定することとされたものでございます。

以上が制服等に関する協議の経過でございます。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番前原武美君。

○6 番（前原武美君）

経過についてはありがとうございました。経過につきましては、ここに桜舞館小学校の協

議会日より、11号が出ております。その都度詳しく説明がされてありますので、皆さんこれを読んでいただいたら御理解いただけるものと思っております。

先ほどありましたように、制服については、みやま市は一般の服じゃなく、制服ということを決められたことに対しては、これは私はいいことだと思っております。私も以前、子供を育てた中で、制服があるということになれば、保護者にとってはいろんな面では大分助かっておると。今の保護者に聞かしても、そういうふうなことをおっしゃっております。

それと、制服という部分については、目的は学生らしい気持ちを引き締めるといいますか、そういった効果もある。そしてまた、規律を守る気持ちとして、勉強に向かう意気込みが強くなるという部分が制服の意味だろうというふうには思っております。そういった意味で、この制服については協議会の中でいろんな議論をされて、そして新しい桜舞館小学校の制服を決められたということは、私もこの中ではいいことだというふうに思っております。制服がどのような形になるかということと、1つは、これを決められて、協議会日よりの中にもありますが、すばらしい制服ができて、そして、これを小学校区内の指定販売店の中の取扱店4店の中で購入していただくという指定をされてあるようでございます。それと同じ、この制服を指定された意味は非常にいいことだというふうに思っております。

教育長も新聞でたびたび見られてあると思うんですが、今、教育問題、特に父兄負担、保護者負担についての新聞報道が毎日のようにあっております。この中でもありますが、例えば、制服に指定しなかった場合の保護者の購入する価格が、保護者が選択するというときに、メーカーとか、素材とか、そういった部分で20千円相当の差があるとか、そういった分があります。それをなくすために、こういった統一された制服、そして価格面、品質を協議会でされて、全員の投票によるということも書かれてありますが、そういったことで決められたのはいいことだろうというふうに思っております。

それと同じように、私が今回お聞きしたいのは、保護者の負担を軽減するという意味で学生服についても協議会でなされたことだろうと思います。そして、新しい統合小学校を開設に当たり、いろんな分を協議会で決められたという中で、今回、体育館シューズがその中に入っていないという分について、私は今回、それをお聞きしたいというふうに考えております。これも保護者が負担するわけですね。私さっき言いましたように、今いろんな問題がなされております。きのうも末吉議員が一般質問でなされた。子供さんを抱えている家庭については、今、貧困家庭でいろんな問題が出てきております。そういった分で、なるべく保護

者の負担軽減をしようということで、このみやま市も少子化の中で、住みよい、子供を育てやすい、育てていきがいがある市、住んでいただきたいということで、今、単独で中学生まで医療費補助とかでやっておりますよね。そういったいろんな政策をやって、みやま市で子供を育ててよかったということで今いろんなことをされてあります。まず、保護者を第一に、子供が第一ですね。もちろんですが、その中で、学校に子供をやる中でこういった負担は十分考えていくべきだというふうに思います。学生服も一緒ですね。いろんな団体の方、保護者を含めて検討されて、この学生服が決まったというふうに私は理解しております。

ここに新聞がありますが、福岡県のある市のことです。これは保護者の方が言われてあるんですが、中学校に入るために、学校が指定した制服、いろんな分を買いそろえれば、100千円近くも保護者が買わにゃいかんということが出ているんですよ。これは福岡県のある市の中学校の問題でございます。これについても父兄の方は、こういった金が必要ならば早く言うておっていただきたいという声も出ております。しかし、学校に行くために必要な分は買いそろえにゃいかんということでございますが、ただ、この桜舞館小学校も今度の制服を見ても男女兼用になっておりますよね。ボタンを変えればいいということで、次の方が使えるような形になっております。しかし、新しく入られて譲り受けることができない方については買いそろえにゃいかんわけですね。そうすると、こういったふうに100千円近く費用が要するというのもここに聞いております。

それと同じように、今回、私が申したいのは、体育館シューズについては新しくこれは設けられたわけですね。今のみやま市の小学校では体育館シューズ等はありません。先ほど教育長が述べられましたように、新しい体育館だからということで、新しい体育館を大事にしようということは教育の一つだと思います。それは当然ながらです。ただ、新しいからじゃなくして、物を大事にしようというのは、これは全てに共通すると思います。だから、新しい体育館ということじゃなく、10年、20年した体育館、それ以上の体育館、現在ございます。それについてもやっぱり大事にしようというのは一緒だと思うんですよ。新しいからじゃなくして、物を大事にするという教育の一つとして今回考えられたとっております。しかし、それはどこにも共通することであって、大事にするということは、常日ごろ教育の一環として指導されてあると思いますが、それを保護者負担について協議会でなされなかったということについて、今おっしゃったような学校で決められたということですが、当然この分は教育委員会にも合い議がなされたと思います。学校で決められるから、学校でどうぞというこ

とじゃないと思うんですよね。そこら辺も含めて、ちょっと決定された部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

体育館シューズの件でございますが、議員御指摘のとおり、制服については保護者の負担も大きいということで統合協議会のほうで協議をしていただいたところですが、しかしながら、体操服初め、上履き、水着等については学校内で使用するということで、協議は学校のほうに委ねられておりました。しかしながら、体育館シューズにつきましては、今、議員のほうからもありましたように、新たな負担を生じるということでございまして、この件については、当初は事務局としても想定をしておりませんでした。ただ、協議項目の5では学校指定備品についてということと協議することになっておりましたので、この体育館シューズが入ってくるという時点で、協議会に間に合っておればのせておけばよかったということが一つ反省だと思っておりますし、事務局としてもそういった保護者のことをもう少し配慮すべきだったというふうに今考えておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

それがやはり保護者の意見とか、関係者、この協議会の委員さんたちを見ますといろんな立場の方が入っております。保護者の意見を重視されておっていると思います。そういった分を学校教材として使われる分は、それは学校の先生たちが一番詳しいわけですから、その中で決められていいと思いますが、こういった体育館シューズみたいに保護者がされる分については、十分保護者の意見も聞いていただきたいと思います。これは学校から出た文書ですが、これはシューズの申込書です。これも同じく、この説明がPTAの臨時総会とか、そのときにこのシューズが必要ですよということを言われただけで、その以前には全く協議はなされていないんですよね。やっぱりそういった分を少しでも協議をされて意見を聞かれ、そして決定されるべきじゃないかというふうに思っております。

それと、この体育館シューズでございますが、今、冒頭申しましたように、みやま市の小学校においては、今、生徒さんが学校の中で使われてある上履きシューズですよね、上履き

シューズでこの体育授業もなされております。それで、新しい体育館ができたから、物を大事にするということで先ほどおっしゃってあったんですが、その関係者の話を私はお聞きしておりませんが、上履きシューズでだめだという分はあるんでしょうか。何十年と上履きシューズで体育授業はなされていますよね。ここにありますが、これだろうと思いますが、これでしょう。これを見ますと、上履きシューズですが、バレエシューズと書いてあります。当然ある程度動けるようなシューズなんですよね。これで何十年となされてある。そして、裏もゴムです。このシューズではいけないというようなことがあったのか。よくあります。公園とか学校の遊具も一緒ですが、何かふぐあいがあったときには、文科省とかから、この遊具は危険遊具だということで通達が来ると思います。じゃ、この上履きシューズが体育授業には危険シューズだという通達があったのでしょうか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

稗田教育部指導室長。

○教育部指導室長（稗田賢次君）

体育館シューズと上履きシューズのことですが、みやま市、現在、小学校で体育館で体育館シューズを使っているところというのはございません。全て上履きシューズを使って体育の授業等がなされていますが、小学校の体育館は昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて建てられております。それで、築40年等が経過して、フロアも見るとそれ相当の状態になっています。今さら体育館シューズというわけにはなかなかまいらんかというふうに思っていますし、もし体育等をはだしでやるということになるとやはり危険がかなり伴いますので、何らかの措置をする必要があると。それで、上履きシューズでもいいよという形で今使っています。文科省からそういう通達が出ているということは、私はないと思っています。

ただ、桜舞館小学校でなぜ体育館シューズかというのは、もう明らかに新しく、そして費用もたくさんかかっている。そこに上履きシューズをといいますと、裏はゴムなんですけど、必ず傷がつきます。体育の授業で激しく動いたりするときには白く傷が残るんですね。そうすると、フロアがどんどん傷んでいく一方、メンテナンスが間に合わなくなるというのがもう経験上、明白なんです。それで、少しでもきれいなまま、新しいまんな、そして大事に使っていくということを考えますと、やはり体育館シューズを使わせて、安全上も配慮した上でやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6 番前原武美君。

○6 番（前原武美君）

新しいからということとは私もわかります。ただ、今私も言いましたように、物を大事にしようということは、これは新しい古いは関係ないと思うんですよ。そして、上履きシューズで今まで支障があったか。安全とおっしゃいましたが、危険シューズと文科省も通達はないんでしょう。そして、みやま市全体で使っていますよね。日本全国多いと思っております。何ら問題なかったと思うんですよ。

そして、今おっしゃるように、じゃ、今回の体育館がいろんなことで傷がついたりとおっしゃいますが、体育館の中での授業は当然ながらマットとか跳び箱とか使いますよね。生徒さんは走り回ったりしますよね。バスケットとかされると思います。じゃ、マットを敷くときに傷がつかんようなことができますか。シートを敷いてその上にマットを置くとか、跳び箱の下にスポンジなりそういった防護をされるのか。しかし、子供は走り回ってバスケットとか体育ををすると思うんですよ。しかし、今回の桜舞館小学校が特殊な床材、特殊な塗装とかで、上履きシューズではだめですよということならわかります。じゃないと思うんですよ。今までの一般の体育館用の床材だろうと私は思っております。それは特殊であれば別です。この体育館シューズじゃないといかんということなら別ですが、それはあり得ないと思うんですよ。

それともう1つですが、この体育館シューズを今回指定されたと思いますが、小学校の体育館を使用する体育時間はどれくらいでしょうか、お聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

稗田教育部指導室長。

○教育部指導室長（稗田賢次君）

小学校で、体育科で体育館を使用するのは年間1クラス30時間前後だろうというふうに思います。これは1学級でして、桜舞館小学校の場合は12学級ありますので、それが12倍ということになります。体育館ではそうなんです。体育館での体育の授業ではそうなんです、そのほか、体育館で行うものとしては、行事とか儀式とか、そういったもの、あるいは休み時間に教師の監督のもとに使わせたりというものたくさんあります。儀式でいいますと、入学式、卒業式、それから、始業式、終業式。入学式、卒業式、特に卒業式はかなりの時間練

習に費やしますので、当然そこでも体育館は使います。あるいは行事ですと図書館まつりだとか、学習発表会だとか、保護者とか地域の方を呼んでとか、そういったものもあります。そういうものの練習にもかなりの時間を使います。体育館は体育だけやるということではなくて、いわゆる昔言っていた講堂ということもありますので、儀式に及ぶ、そういった場合には礼儀として靴を履きかえるというようなことをやっていくのも必要かなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6 番前原武美君。

○6 番（前原武美君）

礼儀はそうです。じゃ、学校に来るときに当然靴を履いてきますよね。学校に入ったときは上履きシューズということで履きかえますよね。これは気持ちを新たにすること、これは今おっしゃった礼儀というふうに思います。

今おっしゃった体育館使用時間はどれくらいかということで、おおむね30時間と聞いております。30時間が多いか少ないかは別としますが、私の感覚では、気持ちでは30時間というふうにとれます。そのために体育館シューズを、今度の桜舞館小学校は三百十何名の生徒さんが買いそろえにやいかんというふうになるんですよね。これはまた後ほどお聞きしますが、今、30時間以外もということでおっしゃられたんですが、これは登校用の靴にも使えないんですよ。授業の体育のみの体育館シューズ、ほかにもちょっと使われるかもしれませんが、それだけの分としておおむね30時間で使用する体育館シューズを買いにやいかんとなりますよね。そうすると、小学生の方ですから成長が早うございます。1年に1足としたとき6足、特に成長が早いんですね。身長が伸びるとともに足も大きくなっていくと思います。買いそろえにやいかん。小学校期間6足買いにやいかんということになるわけですね。これは当然、保護者負担になるんですよ。私が何度も言いますように、今おっしゃいました礼儀という中では、今までも礼儀は十分学校で教えてあったと思うんですよ。体育館シューズにしたから変わるということはないと思っております。

そういった意味で、今回、ここでもう既に申し込みされて、先月いっぱいやったところに書いてあります。終わっておりますが、私が申したいのは、みやま市がこういったいろんな子育て、そして、みやま市に住んでよかった、みやま市で教育を受けさせたいという気持ち

を持ってもらうためには、やはりそういった分も十分いろんな方の御意見を聞かれてこれを決定すべきじゃなかったかと。今、新聞とかで毎日のように報道されております。当然、教育長もこの分は読んでいただいたと思いますが、あらゆる部分であっているんですよ。そういった分も十分考慮していただいて考えていただければ、よりよい教育ができると思います。物じゃないと思っております。いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

保護者の負担軽減ということでいろいろ御心配いただいて、本当にありがたいというふうに思っています。御指摘の中に幾つか課題がありますから、少し整理しながら私の考えているところをお話ししたいというふうに思いますが、まず、体育館シューズの意義につきましては、この新築の体育館について、私が校長ならやっぱり使います。それは、理由は指導室長が述べたところが主というふうなこともあります。ちょっとつけ加えますと、本当に新しいフロアですから、できるだけ長くそれを後輩たちにも続けていきたいという観点から見ると、上靴は教室でも土間でも使うわけですね。いろんなものが傷がつくというふうな、付着物がついたりするということになりますと、やはり体育館を傷める可能性があるわけです。

それから、御指摘の体育用具についても、今いろんなシートがございますから、指導する担任、体育科担当の教師はいろんな配慮をして準備するというふうに思っています。

あわせて、これも答えたところにありましたが、体育館は体育の授業だけではなくて講堂を兼ねているわけですね。やがてありますけれども、卒業式、入学式の来賓を招いての儀式、それから、大事な文化的行事の場というふうにもなるわけです。そういう体育館を自分たちの代だけじゃなくて、後輩にできるだけ長く美しいまま保って残していこうというふうなことは非常に大事なことであります。そういうふうにして、4校長が協議をして決定したのだというふうに私は思っています。

それで、このことは答弁でも申しましたように、統合協議会にいろんなことをお願いして諮問をして協議して、あらかたのところは統合協議会のところで決めていただいたことを教育委員会は追認するというふうな形でいっておりますので、こういう制服以外の学習具については、もう4校長に統合協議会は委任したというふうな形になっておるわけですね。別に統合協議会じゃなくても、通常の学校経営におきましても、きのう地方教育行政の組織と運

営に関する法律の説明で申し上げましたように、教育委員会が教育長に委任を受けて、教育長が校長に委任をした中に入っているわけですね。つまり、校長がその決定をするという責任を持ってやるというふうなことの一つにこれも入ってまいります。

それで、私が委任する立場からしますと、これは事務局員も一緒ですけれども、まず校長を信頼するところから始まるわけですね。いろんなことを決定して、日々学校経営に努力してくれている校長を信頼した上で私はお任せするという形になっていますから、これも先ほど申しましたが、28回にわたって4人の校長が非常にたくさんの内容について協議をしておりますので、この体育館シューズについてもいろんな知恵を出してくれたというふうに私は思っています。

それから、議員さん御指摘のように、保護者の意見を聞くということは、これは非常に大事なことだと思います。特に経済的負担が発生する場合とか、それはもうそのとおりで、そういう観点も考えていただろうというふうに思います。保護者の中には、じゃ、体育館シューズは必要だと、それはもう校長先生にお任せしたいという声もあるかもしれませんね。だから、いろんな声に耳を傾けながら、その決定の参考にしていくということは非常に大事なことで、今後もたまたもし新築の体育館等ができれば、そういうふうなことで進めていくことが大事じゃないかというふうに考えているところですので、御理解よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

余り時間がございませんので、簡潔にしたいと思います。

私は、おっしゃったように、学校長に委ねて判断しておられるということはいいいんですが、やはりそれを指導する立場というのは教育委員会なんですよね。この文書が学校長名で出ておりますが、この文書全て公文書になる部分は最終的には教育長になるわけですね。当然、御存じの部分ということになりますので、私が今回ここで質問させていただく分については、今いろんな社会問題にもなっております。保護者負担とかあっております。そういった分を十分考慮しながらいろんな問題をやっていただきたいと。一部の方でやるじゃなくて、そういったことをお願いしたいというふうに申し添えておきます。

それと、シューズの購入問題でございますが、ここに保護者に出されてある文書を見ます

と、先ほど制服については、新しい桜舞館校区内の取扱店4店舗に協力店ということでこの協議会でも通知が出されております。そこで購入されたというふうに思いますが、今回これを見てみますと、お持ちでしょうが、申込書の中には体育館シューズ申込書、メーカー、アサヒシューズ、価格2,300円、取扱店は1店舗です。これについて、先ほど言いますように、学生服については今どこの学校でも一緒と思っております。みやま市内でこういった制服を取り扱っていただくというのは一番いいことだと私は思っております。そしてまた、校区内の販売店ということでなされておりますが、この体育館シューズについては1店舗になっております。市内には何店舗もありますよね。これはどのようにしてこういった形になされたのか、学生服の取り扱いとこの分の違い、ちょっと後がございませんので、簡潔にお願いしておきます。

○議長（牛嶋利三君）

田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

制服につきましては、今おっしゃっていただきましたように、業者さんのほうと綿密に打ち合わせをしまして、以前行っていた業者さんのほうに取り扱いをお願いしたところでございます。

体育館シューズの選定につきましては、市内の数業者から現物を取り寄せて、品物のデザインやつくり、機能性、あるいは価格等を総合的に判断され、決められたというふうに学校のほうからは聞いております。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

私もある市内のそういう取扱店にお聞きしました。話があっていないんですよ。当然そういったことがあれば、取り扱いをさせていただくなら、当然それで営んであるわけですから、私もその中に参加させていただきたいということを聞いております。今、中学校が全校体育館シューズになっていますよね。これも、その中学校区内の取扱店に何店舗か指定されてあります。私も聞き取りしましたように、みやま市には靴取扱店とかあるんですよ。ということは、これは入札1店舗にするということは、さっき言いますように、保護者負担を軽減するというところでいろんな靴を検討されて、この靴がいいということは決定されて、価格につ

いては競争の原理でされて1店舗になったということならいいと思います。それは保護者は喜ぶと思います。そのようにされたのか、どのような形でされたのか、お聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

先ほど申し上げましたように、子供たちの機能性等に重点を置いて決められたようでございます。商品や価格、業者など意図的に決めたということではなく、学校としてはできるだけよいものをより安くという考えで決定した結果が、その取扱店ということで決まったようでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）（登壇）

ですから、言いますように、見積もりとかとられたと思いますよね。今回の定期監査報告では、監査委員さんの指摘がっております。こういった分については多くの見積もりを徴して行うべきだというふうな指摘もっております。そしてまた、これは保護者負担という分については、十分そういった分も考えてやるべきだと思います。行政がやることじゃないからじゃなくて、こういった保護者負担を学校が、教育委員会、市が決めるということですから、より一層そこら辺はやっていかなければいかんと思うんですよ。聞き取りとかじゃなくて、これは見積もりをとって、このシューズがいいということで決められたら、それでいいと思います。しかし、あくまでもこれは教材として市が支給するわけじゃないんですから、そこら辺は厳正にやっていくべきだというふうに思っております。先ほど言いますように、上靴シューズ、そして、こういった市内のいろんな取扱店がございます。制服は複数、体育館シューズは指定、こういった同じようなことを変えるようなことは避けていただきたい。統一していただきたい。これを行うのも、やはり教育委員会の指導と思っております。学校に任せるじゃなくして、こういった部分については統括した教育委員会の指導的分だと思いますので、そこら辺は今後十分考慮していただいて、今後このようなことがないような進め方をしていただきたいと思っております。

これでこの分については終わっていきます。ありがとうございました。

続きまして、時間をとりますので余りできませんが、2点目でありますスマートエネル

ギーの売電についての質問でございます。

まずは西原市政となり、将来、抱えるみやま市の財政の厳しい状況を考え、独自の事業を展開されております。メガソーラー発電を初め、今回の地産地消によるまちづくりとして電気の売買による地域経済の活性化を図るため、スマートエネルギー会社を設立し、活気あるまちづくりを構築するために始められました。それがいよいよ4月より一般家庭向けの電力販売が始まっていきます。みやまスマートエネルギー株式会社の一般家庭向け電力販売の発表が先月なされ、また、今月の3月1日号広報みやまにも記載がなされております。

まずは、市民を中心に営業が開始されていくものと考えております。では、市民がこの事業に対していかに協力をいただけるか。既に今日まで市民の説明、理解をなされてきたと思いますが、今までの取り組みをどのようにされたかを聞かせていただきたいと思っております。そして、その中で市の取り組みとしてどのようなかかわりを持たれていかれるのかをお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

改めておはようございます。続きまして、前原議員さんのスマートエネルギーの売電についての御質問にお答えをいたします。

販路拡大の取り組みについてでございますが、まず、みやまスマートエネルギー社の平成28年度中の顧客獲得目標につきましては、一般家庭及び店舗等の低圧電力部門として3,000世帯といたしております。その内訳としましては、現在、HEMSモニターになっていただいている2,000世帯及び新規に獲得する1,000世帯であります。

みやまスマートエネルギー社が行うHEMSモニターに対する営業活動といたしましては、HEMSを設置している世帯が同社が今後提供する生活支援サービスを利用するためには、HEMSデータ利用の同意書提出が必要となりますので、市役所前のショールームへ同意書の提出をしていただく際に電力切りかえのお願いを行っております。

また、ショールームへの来訪ができないモニターにつきましては、今後、戸別訪問して拡大を図る予定と聞いております。

HEMSモニター以外の世帯につきましては、市内の行政区が年度末や年度初めに総会などを開催されますので、その機会にあわせて説明会を開催させていただくように計画いたし

ております。

この説明会につきましては、校区区長会長を通じて各行政区長に時間をとっていただくようお願いさせていただき、13カ所の行政区では既に説明会を実施しております。3月の週末を中心に70カ所で説明を行う予定にいたしております。

また、みやまスマートエネルギー社のホームページにおいては、既にオンラインでの加入申し込みを受け付けておりますし、一般家庭向け訪問営業につきましては、モニター向けの対応が一段落してから販路拡大を図っていく予定でございます。当面は市内に力を入れ、順次市外からの顧客獲得も視野に入れながら計画をまいります。

市といたしましても、エネルギーの地産地消という取り組みへの御協力と御理解をいただけるよう啓発活動を進めてまいります。この取り組みが本市における総合戦略の大きな柱として位置づけておりますとおり、市民の皆様とともに作り上げていくことで、みやま市の新しいまちづくりにつながるものと確信をいたしております。

個人の経済活動にどこまで踏み込むのかという難しさもありますが、みやまスマートエネルギー社とも密に連携を図りながら、双方の強みに磨きをかけてまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

ありがとうございました。

今回、私がお聞きしたいのは、広報はもちろんですが、テレビ、新聞等でみやま市の取り組みについて再三報道されております。そすと、全国自治体からこのみやま市の取り組みについて関心を持たれて、今日まで多くの視察団がおいでになられておると思っています。みやま市の知名度、また市長の顔はかなりアップしたのではないかと思っております。しかし、この事業は、みやま市の財政が厳しい状況を見据えて始められた画期的な事業ではないかと私も思っております。これは行政が行う福祉やインフラ整備ではなく、電気を売り、その収益を財政補填して市民サービスを行うという目的の事業でないかと思っております。ということは、当面、この4月から一般家庭、市民向け3,000世帯を目標にということになされておりますが、その3,000世帯というよりも、全市民の協力、理解がなければこの事業は成り立たないというふうに思っております。

時間がないからもう少ししゃべりたいと思うんですが、しかし、このHEMS事業に対しましては、みやま市が筆頭株主ではないかというふうに思っております。ということは、みやま市が株主ということは、みやま市民全員の皆さんが株主なんですよね。みやま市が株主じゃなく、みやま市民が株主です。ということは、自分の持ち株の会社がこれから大いに事業を発展し、そして、会社でいけば株主配当になりますが、これを財政補填して、自分たちの住民サービスをより多くできるということであれば皆さん賛同いただけると思います。そういった取り組みといいますかね、説明会はいいんですが、私の考えは、当然自分たちの会社でいけば、例えば自動車の新車をつくるときは、社員さんたちがいろんな研究をされて、そして社長が発表され、役員会で承認し、販売をされると思いますが、それも株主があつてこそですよ。今回のこれも同じだと思います。市民皆さんが株主でございます。そして、株主の配当が、このみやま市でいけば、住民サービスが向上していくためには、市民の皆さんが自分の会社だと、自分の会社じゃなかならと考えられる方が多いと思います。しかし、そういった御理解をしていただけるような、今回、みやま市のこの取り組みについては、住民説明会とかなされておられますが、この企業向けについては、みやま市の施設は全てされています。そすと、市とJAさんは共同体ということで、いち早くさせていただいております。同じように、みやま市の中でもそれぞれの行政区が持つてある公民館、これはみやま市と行政区との共同体というふうに思います。この公民館につきましても、類似公民館を含めてたしか190あったと思いますが、そういった分、みやま市と一体となった、自分たちのものだというのであれば、そういった部分に対しても協力いただけるんじゃないか、そういうふうに思います。

そして、全世帯に向けましては、市民皆さんが株主ですよ。株主の方がよそとば買いはるわけなかわけですね。そういった御理解を、ややもすると市がしょっとやけんということを今も思っている方がございます。しかし、そこを強く訴えていただいて、この事業が、私もそこら辺をちょっと心配しております。今、そういった市民の御理解いただける動きが市の集会等の説明会ということでございますが、もっとそういった御理解をいただけるようなことを、市長も常に市民の皆さんとともにということをおっしゃっております。このスマートエネルギーも一緒ですよ。皆さんとともに設立し、今からこれが動いていくものだと思っております。そういったことをもっともっと市民の方に理解していただいて、前々回の議会のときやったですかね、この事業が失敗したら私はやめますと。そういった問題じゃ

なく、テレビ報道もですが、市民の方にもっともっと一緒になって、皆さんと一緒にってという訴えをじゃんじゃん大いにさせていただいて、この事業が成功するような市の動きをしていただきたいと思います。

もっと言いたいんですが、時間がございませんので、そういった考えについてのお答えだけお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

まさしくあなたがおっしゃったとおり、本当にこれは市民の市民による市民のための電気会社でございますので、3,000世帯と、こう申し上げてはいますが、本来ならば私は、1年で全て70%も80%もなるかどうかわかりませんが、控え目にこれは回答したのではないかと思いますし、できれば100%近い方々に入っていただくということが最終目標でございます。

スマートエネルギーの社員さんたち、今、とにかく説明会をしてから、そして個別にまたやろうということ非常に一生懸命頑張らせていただいておりますので、私も常々機会あるごとに、ぜひみやまのスマートエネルギーを買ってくださいということを言っております。ただ、九州電力さんの抵抗がなかなか強くて、契約したところにはどうして変えるんですかというような電話もあっているようでございます。しかしながら、これは非常に注目されておりまして、JR九州からも今見積もりの依頼が来ているところでございますので、これは市民だけでなく、この地域の九州、近隣の市町村にも非常に大きな波紋を呼び、また、そういったJR九州みたいのところまで波紋が広がるということは大変これはすばらしいことだと思いますので、そういったことを市民の方にもPRし、あの病院、名前を言ってどうかと思いますが、ヨコクラ病院でももう既に契約をしてうちのを使っているんで、やっぱり市民の皆さんは停電するんじゃないかというような考えもまだ持っていますので、ヨコクラ病院も使っていますよ、絶対これは停電させてはいけませんよということを言えば、やっぱりずっと理解をしていただけるんじゃないかと思うので、あらゆる手段を使って、市民の皆様方のまず90%ないし95%ぐらいを目標に頑張っていきたいと思うので、前原議員さんにおかれましても、ぜひとも御支援と御協力をお願いいたしますし、また、きょう御出席の議員の皆様方にもできれば営業マンになっていただ

いて、一件でも契約をしていただければ大変ありがたいと思っておるところでございます。
前原議員さんは既にある会社を御支援いただいて、一つ大きなやつを決めていただいておりますので、大変感謝いたしておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番前原武美君。

○6 番（前原武美君）

この事業は決定してスタートしておりますので、失敗されません。

それと、自治体の強み、信頼性、これを多く使っていただきたいと思います。ここに先日の新聞がありますが、日本ロジテックというのが撤退されてありますよね。熊本市とか、こういった負債を抱えてあります。こういった事業は、やっぱり信頼が第一と思います。そして、地方自治体の信頼が一番多いと思いますので、そこら辺を多く使っていただいて、今からのこの事業が失敗したから市長がやめるじゃなく、そういったことを言われるじゃなくして、おっしゃったように、今後、全世帯を目標に大いなる営業に努めていただきたいと思っております。今後ともよろしくそこら辺の努力を重ねていただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時45分から再開いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告に従い、続きまして、3 番徳永重遠君、一般質問を行ってください。

○3 番（徳永重遠君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号3 番の徳永重遠でございます。議長の許可を受けましたので、これより一般質問を行いたいと思います。

学校給食の意義及び徴収方法などについてという表題でお尋ねをいたします。

学校給食には長い歴史があります。学校給食法という法律が制定されたのは1954年、昭和29年のことでもあります。それ以来、約60年が経過しております。その間、学校給食が果たしてきた役割というのは非常に大きなものがあると思います。現在、みやま市の小・中学校で

は卒業式、終業式の時期を迎え、もうすぐ新学期が始まります。そのようなこの時期に、改めて学校給食について若干の問題点を整理し、関係者及び保護者の理解を深めるということは有意義であるというふうに考えます。

そこで、今回は5つの項目につきましてお尋ねをしたいと思います。

まず第1に、学校給食の意義にはどんなことがあるか。それから第2、学校給食を実施することは地方自治体の義務なのか、それとも努力目標なのか。それから第3、学校給食に関する費用の内訳はどうなっているのか。そして第4、給食費（食材費）と私は考えますが、給食費（食材費）の徴収方法はどのようにしているか。そして最後に、第5、給食費（食材費）の未納者、滞納者も含めてですが——に対する措置はどのようにしているのか。以上、5つの項目についてお尋ねをいたします。よろしく御答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）（登壇）

学校給食の充実に関心を持っていただき、ありがとうございます。

徳永議員さんの学校給食の意義及び徴収方法などについての御質問にお答えいたします。

質問事項1の学校給食の意義についてですが、学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、全児童・生徒の健康の増進、体位の向上に資することができます。加えまして、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において活用することもできます。特に給食の時間では、学級集団で準備から食事、片づけを通して、計画的、継続的に指導することにより、児童・生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を高めるにも有効です。また、学校給食に地産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることもできるなど、高い教育効果が期待できます。

次に、質問事項2の学校給食を実施することは地方自治体の義務なのか、努力目標なのかについてですが、学校給食法第4条に「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」とあることから、努力義務と解釈しております。

質問事項3の学校給食に関する費用の内訳についてですが、平成26年度で申しますと、学校給食に関する費用全体では433,200千円で、そのうち市費が290,200千円、その内訳として大まかなものは、正規、非正規調理員等の人件費が247,300千円、施設の修繕や工事、備品等購入の物件費が42,700千円となっております。また、保護者等が負担する給食物資代、いわゆる給食費が142,900千円となっており、小学校の給食費は1人当たり月額4千円、中学校が1人当たり4,900円でございます。

質問事項4の給食費（食材費）の徴収方法についてですが、徴収方法は市内統一ではなく、各学校によって異なります。口座引き落としが19校中11校、次いでPTA等との連携による徴収が6校、現金持参が1校、徴収方法の併用が1校であります。全国的に見ますと口座引き落としが最も多くなっているようです。

5点目の給食費の未納者に対する措置について説明します。

本市では、各学校で未納保護者に対して督促等を行うなど未納解消に努めていただいておりますが、この取り組みにも限界があることから、学校の負担の軽減を図るとともに、公平・公正な行政を確保するために、みやま市学校給食費徴収規則を設けております。

具体的に申しますと、児童等の保護者が納期限までに給食費を納付しないときは、みやま市学校給食費徴収規則に基づき、各校長は納期限から一月を経過したとき催促書を送付します。それでも納付されないときは、一月ごとに催促書を送付します。最初に催促書を送付した日から四月を経過しても納付されないときは教育委員会に報告しなければならないこととなっております。教育委員会は、報告を受けたら催告書を送付し、その催告によっても給食費が納入されない場合は必要な措置を講ずることができるものとなっております。

御参考までに給食費未納率は、全国で見ますと平成24年度で0.5%ですが、本市においては平成26年度で0.15%と、かなり低くなっております。これも各学校において未納解消に努めてもらっている結果だと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

御答弁ありがとうございます。

教育委員会からこういった「平成27年度みやま市教育施策」という冊子が出ておりますが、

この中にも学校給食についての記述がございます。学校給食という位置づけ、第1番目の質問に関連することですが、学校給食というのを教育の一環として考えておられる。御答弁の中にもありましたけれども、学校給食を通して食育を推進するという趣旨がうかがわれます。この点については私も賛同するところであります。

食生活の乱れというのが言われ始めてから、それこそもう何年、何十年、10年、20年と、そういう年月が経過しておりますが、特に子供たちにとりましては、食の乱れというのは十分にこれは注意しておかないと、それこそ大人になって重い病気を発症したりとか、それから、添加物の入っておるやつばかり食べよるぎっと、やっぱり脳細胞がちょっとおかしゅうなったりとか、そんな子供たちがだんだんとふえると、そういう危険性も今は言われております。今だけじゃなく、もう何年も前からですね。

平成17年だったですかね、食育基本法というのが制定されて、それを受けて平成20年に学校給食法が改正されて、その中に食育の推進というのがうたわれた。これを受けてこの「みやま市教育施策」の中にも入っておるのだらうというふうに思いますが、学校給食を通して食育の推進を図るといふ、この点について、もう少しお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

徳永議員さん御指摘のように、平成17年度に食育基本法が制定されて、それから、学校では学校給食の時間はもちろんですが、総合学習や家庭科の時間で食育について児童・生徒に啓発をするとともに、また、この食育は学校だけではどうしてもできませんので、保護者の協力が必要になります。それで、毎年PTAを対象に調理の研修会も行っておりますが、その際には必ず食育について保護者の方にも理解していただき、家庭での食育を進めていただくように今やっているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

はい、ありがとうございます。

質問事項の第1番目の項目については、おっしゃるとおり私も賛同するところでございま

す。学校給食法の第2条に学校給食の目標を7項目上げてありますが、まさにそれを実践するというので、これからも食育を通して子供たちの成長を図っていただきたいというふうに思います。

それから、続いて第2番目の項目なんですけど、学校給食を実施することは地方自治体の義務なのか、それとも努力目標なのかということですが、これは学校給食法の第4条にもありますけれども、法定された義務ではなくて、努力目標というふうな位置づけであるということでもあります。この点についてもそのとおりであろうというふうに思います。

では、法定された義務でなければ、学校給食を実施しておるといふ根拠は何なのか。それを考えますに、これはちょっと第5番目の質問と若干関係してくるんですが、給食は市が運営主体となっておると。それを受けるのは保護者でありますので、市と保護者との1対1のいわゆる契約関係というふうなことで成り立っておるんだらうというふうに思います。この点はいかがなんでしょうか。そういう契約関係があればこそ、給食費（食材費）の徴収も行われるであらうし、学校給食が運営される根拠づけはそこにあるのではないかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

明確な契約書等を交わしているわけではございませんが、入学説明会の折には学校給食の実施に当たっての学校給食費の納入等の案内をしております。口座引き落としとかであれば、その口座の申し込み等が一つの契約行為であらうかと思いますが、直接持ってきたり、手集めする部分については、その際の特に異議がなければ、費用負担についての暗黙の契約が成立しているというふうにこちらとしては解釈しているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

こういった話をすると法的な問題まで入り込んでいきますので、ちょっと何か難しい話になってしまいますが、暗黙の了解の上に成り立った契約だという捉え方をすると、食材費、いわゆる給食費の請求権は市のほうにあると、それを払う義務は保護者のほうにあるというふうな捉え方にならうかと思えます。

この点については、ちょっとまた後ほど触れますのでよろしいかと思いますが、第3番目の質問に上げておりますが、学校給食に関する費用の内訳ですが、これは学校給食法第11条に第1項、第2項とありまして、第11条第1項が地方自治体が負担する部分で、第11条第2項が保護者が負担する部分というふうに規定がされております。学校給食法第11条の第1項、これは給食に係る施設とか設備とか、あとその維持費とか、それから光熱水費、水道代、人件費、こういうのは地方自治体が負担すると。それ以外にかかわる経費、つまり食材費です、材料代、これは保護者が負担しなさいよというふうになっております。

学校給食費という言葉の問題なんです、市の予算書、決算書を見てみると、学校給食費という言葉を使ってその経費の内訳の説明がなされておりますね。一方、保護者向けの説明でも、やはり同じく給食費という言葉を使って説明なり、給食費の徴収とかというふうな言い方を今までずっとされておりますね。1つの同じ言葉で、その言葉の意味する中身が違ふとなると、話をするとき混乱してしまうことが多々あります。

1つ提案なんです、保護者向けに説明するときは給食費という言葉を使わずに、できれば食材費という言葉を使って説明なり理解を受けるなりしたらどうなのかなと。いきなり食材費という言葉を使うとちょっとまずいならば、給食費（食材費）というような表現の仕方でしたらどうなのかなと。これは無用の混乱を招かないため1つですね。

それともう1つは、保護者の啓発を図るため。今まで給食費、給食費で払いよったばってん、ほんなごつは食材費なんだよというようなことを、保護者の皆さん、これは説明すればわかると思うんですよ。ただ、給食費、給食費と、もう年がら年中、1カ月に一遍ずっと払うと、給食費を払わやんとなると、その給食費の実態が何じゃろうかという、うっかりする。これを食材費という言葉であえて言うと、ああ、子供が食べよる材料代ば親が払うとやなというふうなことで保護者の啓発にもなりやせんかなと。今までずっとそういう給食費という用語を使ってしてきておりますので、頭の切りかえはちょっと難しかかもしれんばってん、そんならば、給食費（食材費）、何か学校からのお知らせとかという文書なんかもそういうふうなことですればいいのかなと。親たちの啓発にもなりやせんかなと。いきなり食材費ということを出したら、ちょっと何じゃろうかというふうなことになるかもしれませんので、そういうやり方もありやせんかなというふうに思います。そういうふうなやり方もあると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

徳永議員さん御指摘のとおり、保護者の中には確かに食材費のみが給食費ということをちょっと誤解してある方もいらっしゃるかもしれません。それで、うちのほうでも昨年ですか、給食費の値上げをさせていただきましたが、保護者の全家庭に給食費の値上げを通達したときに、負担するのはあくまで食材費の部分ですよという内容を入れてお知らせしておりました。また、今後も「給食だより」等を発刊しておりますので、その中で正しく認識できるように食材費という言葉を使いながら、啓発に努めていきたいと思っております。そうすることにより、食材費だけだったんだということで滞納対策にも役立てばというふうに思っておりますので、ありがとうございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

それでは第4番目、給食費（食材費）の徴収はどうなっておるのかということですが、口座引き落としと、それからPTAと連携による徴収、そして現金持参、徴収方法の併用というふうなことが、その徴収の方法というふうになっておりますが、PTAと連携による徴収というのは具体的にどんなふうになっておるのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

これは最初に給食が始まったときにも関係するかもしれませんが、PTA雇いの調理員さん等で最初始まったようでございます。その当時からPTAの役員さんの、例えば地区委員さんであるとか、そちらの地区、地区にいる委員さんのほうにお願いして手集めをしてもらって、それを学校のほうに納付するというようなやり方、これがPTAとの連携の徴収方法になります。

○議長（牛嶋利三君）

3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

PTAとの連携による徴収というふうなことが今の答弁のやり方であろうと思いますが、

ちょっとこの点について、PTAが手集めで現金を集めたというのは、もうこのやり方は恐らく20年以上ぐらいは続いておるんじゃないのかなというふうに思います。

ずっと前は、私が子供のころは、給食袋とって、それに給食のお金を子供が学校に持っていきよった、そういう時代もありましたですね。そして、いつのころからか、PTAの役員さんが現金を集めるようになって、そのやり方が今でも若干は続いておると。

ちょっとこの件について余り光が当たらなかった部分であろうというふうに思いますので、ちょっとスポットライトを当てるといふか、光を当ててみたいと思いますが、実は私も十数年前はPTAにかかわり合いを持っておりましたので、この徴収方法とかについてはいろいろ苦労した経験があります。PTAの地区役員の方が、例えば、その当時に聞いた話ですが、給食費——食材費ですが、給食費を何軒か集めて回って、家に帰って計算したところが、100円か200円か足らんやったと。100円か200円やけんがらよかくさいと思っ自分の財布から補充したとか、それから、自転車で回りよって、ひっくり返って膝をすりむいたとか、それから、2日ぐらい行つたばってん、いっちょんおらっせんで、留守で会われんやったと。3日目に行つたらやっとお会われたと。3回も同じところに行つて、3回目にやっとお会われて、お金を徴収したと。

全国の事例をちょっと調べてみたんですが、そういった集金をするとき盗難に遭うとか、そういうこともあつたんですね。みやま市ではありませんけど、そういった事例が10年、20年のうち、30年のうちには、恐らくそういうのがあつたのではないかな。想像の域を超えませんが、PTAの役員の方々はそんなふうにして給食費を手集めして、何軒か分を学校まで持って行ってあつたと。

恐らくそういうことで未納者、滞納者というのを減らすことに貢献してきたんですね。このことは実は余り光が当たっていなかった。今ちょっと1つ例を出しましたが、自転車で集めて回りよるときに、ひっ転んでちょっとしたけがをしたと、膝をすりむいたとかした場合は、ケアという言葉をあえて使いますけれども、どうにかしてケアをせんとでけんのやなかつちやろうかなというふうに思いますけれども、PTAの役員が給食費を集めて回るといふやつの、その行為をどんなふうにかんがえるかによってケアの仕方も違ってくるというふうに思います。そこら辺の若干の整理も必要なのかなというふうに思います。まず、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

確かに集金の途中でけがをされたりとか、お金がなくなったとかいう場合が出てくることもあるかと思いますが、ケアになるかどうかわかりませんが、PTAの保護者含めて、PTAの子供、保護者全部PTA保険のほうに加入しております。PTA活動でのけがに該当するというので保険が適用されると思っております。ただ、紛失等については、この保険ではカバーできないということになっておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

例え話ですが、税金の徴収と給食費の徴収とどこがどげん違うのかとちょっと考えてみた場合、税金の徴収は「公」という字と法律の「法」で公法関係ですが、給食費というのは「私」という字と法律の「法」で私法関係になろうかと思いますが、そこら辺の位置づけがちょっと明確ではない。本来は学校、市と保護者との1対1の債権者、債務者の関係であるはずなのに、そこにPTAが集金の仕事に関係していたから三角関係ができてくる。そのPTAの金を集めるという行為の位置づけ、あくまでPTA活動の一環として位置づけるのか、ここがちょっと、PTA活動の一環ですよというふうにしてしまえば、今おっしゃったように、PTAの保険も加入しておるから、そっちのほうから出るだろうと。ただ、本当にそれでいいのかというのは、ちょっとこれもまた私もよくわからない点でありますので、検討すべき課題なのかというふうには思います。

もちろん、税金の徴収とは違いますからね。それと比較して考えてみた場合は、やっぱりどうなのかというふうな議論になってくると思います。つまり、PTAの役員さんたちが一軒一軒お金を集めて回るからこそ未納者は減るわけだから、そういったことで貢献しておるわけだから。税金の滞納者に対する方法も、やっぱり似たようなことをやっているんじゃないですか。そこら辺はもう少し検討の余地があるのかなというふうに思います。その点は御検討願いたいということで、私からのお願いということでしておきたいというふうに思います。

それから、第5番目ですが、給食費（食材費）の未納者に対する措置ですが、ここにも引用されておりますが、みやま市学校給食費徴収規則というのがあるということで、私も見さ

せていただきました。これは平成25年3月の日付であります。みやま市学校給食費徴収規則の第8条と第9条ですね。この答弁書にありますように、第8条には、まず未納された保護者に対して校長が催告書を送付すると。それから、この規則の第9条には、今度は教育委員会のほうから催告書を出すというふうになっております。最終的なことだろうと思いますが、第9条のところに給食費が納入されない場合は必要な措置を講ずることができるというふうなことが書かれてあります。「必要な措置を講ずることができる。」というのはどういうことなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長。

○教育部長（大津一義君）

学校給食費につきましては、学校給食法の中におきましては、議員がおっしゃったように、第11条の第2項で経費以外というふうな項目がありますが、経費以外といいますのは、施設費、それから燃料費とか、調理に要する器具とか燃料代とか、それから学校給食調理員の人件費とか、そういったものであります。先ほどおっしゃったように、食材費というものが私たちが通常言っております給食費ということでございますけれども、おっしゃったように食材費そのものであります。これについては保護者の負担ということで法律には明記をしてあります。ただ、保護者の負担ということであります。誰に払うのかというのは、法律上は明記をしてありません。このことが非常に全国で学校給食費の滞納の問題を発生させている原因でもあります。

そこで、みやま市といたしましては、先ほどおっしゃったように、平成25年4月1日から学校給食費の徴収規則というものを制定いたしました。これは教育委員会の規則で定めましたが、内容については学校長に保護者が支払いなさいということなんですけれども、こういったふうに明記している規則を持っている自治体は全国でも少数であります。2割、1割というところだろうと思いますが、このことによって保護者がきちんと支払いなさいというふうになっております。そういった内容からしますと、学校給食費の負担といたしますが、学校給食費の徴収規則を制定していることによって、みやま市といたしましては、滞納者に対して民事訴訟法の支払い督促の制度が活用できるということになっております。そういったところにつきましては、顧問弁護士のほうにも相談をしまして、そういった方法ができるということで、あえてこういった規則を制定したところでありますので、先ほど民事訴

訟法の支払い督促の制度を使えば、最終的には裁判所のほうから請求書が行くということになりますので、その前段として教育委員会が支払い督促の制度を使う前に請求をするという段取りでしております。こういった内容が法的な措置ということになります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

ということは、この徴収規則の第9条に書いてある「必要な措置を講ずることができる。」というのは、法的措置まで視野に入れた措置をここに考えてあるということですね。

はい、わかりました。

この学校給食費の件につきましては、まだグレーゾーンのところ結構あるかと思えます。例えば、一例を挙げますけれども、この食材費というのは、それぞれの学校ごとに会計処理がされておりますよね。もし未納者とか滞納者とかあった場合は、会計上、欠損処理というのも生じてくることがありますよね。そういった処理についても、本当はきちっとすべき問題であろうというふうに思いますが、その点も御検討願いたいということで私からお願いでしておきたいと思いますが、御答弁いただけますか。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

給食のことにつきましては、子供たちが直接口にして、それが健康、成長につながることでありますから、ややもすると給食を提供する質とか、そういうふうなことに目が向きがちでありまして、そこがまた非常に大事なところで、みやま市は本当に給食がおいしいと子供たちも教職員も言っております。これは調理員並びに関係者の皆様方の日々の努力によるものだろうと思えます。

一方、御指摘がありましたように、給食費を含めまして、学校給食を提供する運用の問題というのは、なかなか細かく我々がチェックしないところを今回は御質問いただいたというふうに思っておりますので、見直す機会になるのではないかとこのように思っております。

る御質問があったことに少しだけ補足をしますと、学校給食の意義は、御指摘になったように、教育施策に盛り込んでいますが、来年度は部局のほうでつくっていただいております。

す食育推進計画、これを踏まえてやろうということで位置づけを見直したいというふうに考えております。

それから、給食費を食材費というふうに御指摘になりましたが、すぐ言いかえるかどうかは別として、運営費は市がほとんどというか、全部負担して、保護者負担は食材のみであるということは、議員さん御指摘のように、きちっと伝えていくように啓発をするということは大変なことだろうと、今後もそういうふうなことを考えたところです。

それから、給食費の徴収方法、これは御指摘があった学校給食費徴収規則の第7条に各校長が定めるというふうになっておりますので、各校のそれぞれの歴史といいますかね、これまでやってきたことの伝統というか、そういうのがあると思いますから、引き落としにした場合とPTA活動で行って集めた場合、それぞれメリット、デメリットがあるわけですので、そういうふうなことを精査しながら、今後考えていかないといけないのではないかというふうなことを感じたところです。

いずれにしましても、最初に申しましたように運営面での御指摘でございましたので、これを機会にいろいろ御指摘があったことについては考えてみたいというふうに思っているところです。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

はい、ありがとうございます。

先ほどちょっと申しましたように、グレーゾーンというやつが結構あるかと思っておりますので、市が運営しておる以上は、ある程度問題点の整理なり、そういうところをしていただきたいなというふうに思います。これは私からのお願いであります。

いずれにしても、食材費が小学校で月額4千円、中学校で月額4,900円と。これは日額に換算すると、小学校の分は235円、中学校の分は日額で295円ですよね。こういった値段で、それこそ栄養満点でカロリー計算もちゃんとして、それで、なおかつ食育もちゃんと図ってもらっておるといようなことでありますので、こういう点もぜひ啓発をしていただいて、子供たちの健康のために、それから、未納者、滞納者がいないように、そういう措置を考えていただきたいなというふうに思います。

いろいろ質問しましたが、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで吉原議員にちょっとお願いと御希望を聞かせていただきます。きのうと変わらんように、一応通告どおり、11時半という現在時刻が出ております。12時15分になれば職員さん等々もお昼の食事というような時間になりますので、1時間の持ち時間でございますから、もし質問が及ばなかったときは、一応休憩を入れるというようなことで御理解いただけますかね。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

そしたら、引き続き一般質問を続けてまいります。

2番吉原政宏君、一般質問を行ってください。

○2番（吉原政宏君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号2番、吉原政宏です。議長の許可をいただきましたので、早速、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

初めに、商店街地域の振興と空き店舗活用についてお伺いいたします。

みやま市は農漁業が基幹産業であり、定住促進の市民アンケートでは、自然環境が豊かで住みよいところとの評価は多くなっています。一方で、働き場が少ない、買い物するところが足りないなど、生活環境の充実を求める声も多く聞かれました。全国的にも商店街地域の衰退は顕著であり、それに対して有効な手を打っている自治体は多くありません。本市においても、それぞれで頑張っているお店は多いのですが、その店と店に連鎖性が余りなく、中心市街地である商店街地域全体として見ると、にぎわいが少なくなり、以前に比べると活気が失われているのが現状であります。

まず、中心市街地である商店街地域の振興及び活性化に向けた今後の本市の考えや構想をお伺いいたします。

平成21年度に策定された10年間のまちづくり計画である第1次みやま市総合計画では、商業活性化将来構想の策定、それと、それに基づく地元商店街の活性化を計画しており、また、昨年策定された総合戦略の中でも、まちのにぎわいづくりと商店街の振興を目指されております。本市としての考えをお聞かせください。

2つ目に、空き店舗の実態調査についてお伺いいたします。

商店街の魅力がなくなることのひとつに、空き店舗の増加があります。本市の商店街地域では、残念ながら商店主の高齢化や後継者不足を初めとするさまざまな要因から空き店舗や空き地の増加が年々進んでおります。しかし、今後何も手を打たないと、ますます空き店舗は

ふえていくことが考えられます。

現在、市内の空き家に関しては、空き家実態調査が進み、みやま市内で約900件以上の空き家があるということでした。空き家情報は、現在、本市のホームページで空き家バンク制度により情報発信に取り組んであり、空き家実態調査に基づき、空き家バンクも今後充実していくことだと思われます。しかし、今回の空き家の実態調査は居住できる施設が対象となっており、空き店舗に関しては調査の対象外であると聞いております。

そんな中、先日、まちづくりの会合に参加し感じたのは、最近はこの地域でも若い方の起業・創業意識が高まっているということです。そこには本市の空き店舗情報を得たいという方もいました。条件が合えば事業を始めたいと思っている、そういった方々への情報提供のためにも、市としても、みやま市商工会や関係団体と連携をとり、まずは空き店舗の実態調査をすることから始めてはいかがでしょうか。地域経済の発展のために一步ずつ着実に進むことから始めるべきだと思いますが、執行部のお考えをお聞かせください。

最後に、空き店舗を活用した起業・創業支援についてお聞きします。

先ほど申し上げた商店街の空き店舗を活用した新しい人材がチャレンジできる仕組みをつくることにより、中心市街地の活性化への第一歩につながると考えます。市の活性化へつなげる商店街の空き店舗活用を市としてどのような形で推進できるか、バックアップできるかの条件整備を今こそ具体的に考え、推進するときだと考えます。執行部の御見解をお聞かせください。

以上、3点についてよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

吉原議員さんの商店街地域の振興と空き店舗活用についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、本市でも人口の減少、少子・高齢化など社会構造が変化していることに加え、近隣への大型店舗出店、交通インフラの整備や自家用車中心の移動手段による広域化など、人や物の流れが大きく変化し、商店街を取り巻く環境は大変厳しくなっております。統計調査によりますと、平成19年の本市の商業店舗数は547軒でしたが、平成26年では449軒に減っております。現在、既存の商店街地域では空き店舗が多くなり、人通りもまばらで、商店街の衰退がかなり顕著な状況となってきております。

1点目の商店街地域の振興策についてですが、これまで商工会を中心にプレミアム商品券発行事業のほか、地域活性化等推進事業や商店街競争力強化事業、行きたくなる商店街づくり事業などにより、商店街や駅前でのイベントの実施、新商品の開発、朝市の開催、商店街まちづくり計画の策定など、さまざまな事業に取り組んできており、市も連携、支援してまいりました。しかしながら、商店街地域の衰退に歯どめをかけるのは容易なことではありません。現在の各商店街組織の実態は、店舗の減少などにより組織力が弱体化してきており、活動や会合も開催できにくい状況になってきております。

今後は、商店街組織の再編成や新たな組織の構築についても検討する必要があります。また、商店街の振興を進める上で、商店街の中で、まだ営業を続けておられる店舗を支援していくことも大変重要な振興策だと考えております。

昨年からは買い物支援として買い物お助け帳の発行を行っております。高齢化が進み、商店街に買い物に行けない人でも、市内の商店から買い物をしていただくよう、宅配を行う店舗の情報の周知を行ってきております。また、市内飲食店の活性化に向けた取り組みや検討も行っております。本市では、総合戦略でもまちなにぎわいづくりと商店街の振興を策定しておりますので、商店街の振興につきましても積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の空き店舗の実態調査についてでございますが、議員御指摘のとおり、空き店舗の活用も大変重要な施策であると考えております。空き店舗の活用方法については、さまざまな方法があると思いますが、まずは活用できる店舗がどのように存在するのか、実態を把握することが必要です。今後、商工会と連携のもと、空き店舗の実態調査を実施することといたしております。活用できる空き店舗につきましては、所有者の協力をいただきながら、新規創業希望者等へ情報提供を行い、新たな店舗の開設に向けた支援をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の空き店舗を活用した起業・創業支援についてでございますが、経済産業省が進める産業競争力強化法に基づき、本市においても昨年5月、みやま市創業支援事業計画が国の認定を受けました。

この計画は、市と商工会との連携により、創業に関する相談窓口を設置したり、商工会主催の創業塾を開催したりすることにより、創業が実現するよう支援をすることなどが盛り込まれています。早速、商工会では今年度より創業塾が開催され、6名の方が受講されました。創業塾のほかにも創業について相談対応されておまして、一部の方は新たに開業される予

定があると伺っております。商工会と市では定例の事務局会議を開催しているほか、市政懇談会も開催されており、連携した取り組みを進めてきております。

議員御指摘のとおり、商店街振興と空き店舗活用、創業支援につきましては、それぞれの事業を関連づけながら取り組むことが重要ですので、今後もさらに商工会と連携を強化し、事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

御答弁ありがとうございます。

まず、第1点の商店街地域の振興、構想についてですが、平成21年度に策定された第1次みやま市総合計画の中の商業活性化将来構想、この構想の部分というのはどういった形で今策定のほうは進まれているのか、お聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

松尾商工観光課長。

○商工観光課長（松尾 博君）

構想についてでございますけれども、現時点で商店街の振興に関する計画と申しますのは、平成25年度に商工会のほうで策定していただいております行きたくなる商店街づくり事業といたしまして、商店街キラリ輝くまちづくり策定事業ということで計画をつくっている分がございます。その部分を踏まえまして、商店街の振興についての取り組み、そういった部分を進めているところでございます。

現在、商工会のほうとの連携によりまして、活性化に向けた取り組みとしましての市の支援、それから、高齢化したみやま市ならではの買い物支援、それから、商店の顧客拡大に向けた取り組みでありますとか、まちのにぎわいの創出、そして、今回御質問がっておりますけれども、空き店舗を活用した起業でありますとか創業支援、そういった商業支援と集客を促進するための取り組みを進めるということで、商工会のほうと進めている状況でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

はい、ありがとうございます。

商店街地域の振興は、まちの魅力を高める意味でも地域経済を活性化し、自主財源を高める上でも早急に取り組むべき課題であると思います。

先ほど松尾課長がおっしゃられたように、今から2年前の平成26年3月に瀬高駅前商店街キラリ輝くまちづくり策定事業として、みやま市商工会を中心に、みやま市や保健医療経営大学の教授などの学識経験者、地元商店街の役員、地域住民の代表から組織をつくって、瀬高駅前商店街地域の振興計画を策定されております。今、これに準じた活動を商工会とともに連携してやっておられるということでした。

その振興計画の具体的な内容の中に、空き店舗の状況調査、空き店舗、空き地に関する情報の一元化、空き店舗対策事業の実施、チャレンジショップや公募型店舗誘致事業の実施などが上げられております。

そこで、先ほど申し上げた空き店舗状況調査については、今後、商工会と連携して行っていく計画であるということ御答弁いただきました。これに関して具体的にいつから始める御予定なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

松尾商工観光課長。

○商工観光課長（松尾 博君）

空き店舗の調査でございますけれども、市長答弁のほうにございましたように、まず、空き店舗の活用につきましては、非常に多くなってございますけれども、実際、使うに当たってどのような使い方ができるのか、その前に、まず空き店舗の調査が必要でございます。それで、平成28年度の商店街の活性化に向けた取り組みの補助金の事業の中で、商工会のほうで商店街再生のための調査事業としまして空き店舗の実態調査を行うということで、商工会のほうとは平成28年度の事業の中にその分をやっているということで計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

はい、ありがとうございます。

空き店舗の活用、また実態調査については、やはり所有者の理解や協力が得られないと進まないと思います。それが大前提にあると思います。やはり行政が主体になってやるという信頼性が大事になってくるかと思います。実態調査のこういった内容を調査するか、そしてまた、その次には商店街の事業運営などのノウハウの協力を得ながら、空き店舗活用でみやま市に必要な機能をつくり出すまちづくりの視点での空き店舗活用を考えるべきだと考えます。

商店街の活性化について、どうせだめだろうと思っていては衰退する一方です。やり方によっては、いろんな未来が開けてくるかと思います。15年前には、3分の1が空き店舗だった商店街が、今や空き店舗ゼロになっているという成功事例もあります。ぜひ前向きに取り組んでまいりたいと思います。改めて、これに対する市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

この商店街の活性化というのは非常に難しい問題だと思います。言ってみれば、かつて瀬高でも非常に大きな店舗を展開しておった、いわゆる地元のスーパーとか、あるいは地元の衣料品店なんかの経営者が撤退をされるということで、まず、商店の人がやる気を出すということが一番大事。どんなに行政が一生懸命しても、自分でやってやろうといったチャレンジ精神がないとなかなかできないと、こう思うところでございますので、非常に今は難しい。とにかく大店舗が来て、いっぱい商品がそろっている。私も背広を地元でつくるんですけど、うちの職員に聞くけど、誰一人地元から背広を買ってもいないんですよ。大きな店舗が出てきていますけど、みんな青山とか、ああいうところから買っていると。それではどんなに頑張っても、なかなか店舗というのは発展しないんじゃないか。自分たちはやっぱり市からお金をもらっているんだから、少し高くても買ってやろうという気持ちがないとなかなかできないと思うんですよ。だから、そういったことをやっぱりずっと啓発していくことも大事だと思いますし、市としてもできるだけいろいろな行事をやって、そしてにぎわいをつくっていく。

その証拠に、一番いいのは、道の駅があそこは8億円も9億円も売れる。あれはほとんど

全部が地元の品物ですよ。だから、そういった工夫することによって太刀打ちできるんだから、店主の教育というか、やっぱり啓発をするということが第一で、そして、その後に市が支援する。そして、商工会も一緒になって商店街の形成を図っていかねばいけないのではないかなと、このように思っています。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

はい、ありがとうございます。

市長おっしゃられたように、市街地に店を構える経営者や市街地の活性化にかかわる人たち、その人たち、自分たちのまちは自分たちでよりよくする、そういう意識改革がとても重要だと思います。現在、商店街地域にかかわる人たちは、もちろん危機感を持っていると思います。その危機感を持っていること、感じていることを動きに変えるためには背中を押してくれる存在が必要だと思います。その一歩踏み出す勇気を与え、市民同士のつながりをつくり出すこと、これが今行政に求められること、役割だと思います。どうぞよろしく願いいたします。

3番目の創業支援に関してお聞きいたします。

空き店舗の活用についてですが、空き店舗調査した中で、その創業支援拠点として使える施設を商店街の中につくり、今後、みやま市でも活躍が期待される、来年度予算組みしてあります地域おこし協力隊などの力もかりながら進めていくことも考えられるのではないかと思います。店を出したいと思っている人が、そこで実験的に販売を行ったり、起業・創業研究会などを行い、交流やコミュニティー形成につながることを考えます。

予算書を見ますと、その地域おこし協力隊、平成28年度に関しては観光及びバイオマス関連について起業される予定というふうに思っております。総合戦略の中では5年間で10名の地域おこし協力隊の活用を見込んであります。再来期以降、町なかの活性のためにもこの地域おこし協力隊の活躍にも期待したいと思います。

これからの商店街につきましては、若者や女性をいかに町なか、商店街に集められるか、これもキーワードになってくると思います。そのためにも、今後の空き店舗対策及び活用法として、空き店舗で新たに出店する事業者に対し、一定額の改修工事費、そして、それに家賃に対する補助制度などを研究することも必要かと思っております。このことに関して執行部の考

えをお聞きいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松尾商工観光課長。

○商工観光課長（松尾 博君）

創業支援について質問、ありがとうございます。創業については新たな雇用も生み出しますし、経済の活性化にもつながるといってございまして、地域活性化に向けた新たな人材を創出するという観点からも期待が高いということで、国や県なども積極的に取り組みを進めているところでございます。

みやま市では、先ほど市長答弁にございましたように、創業支援の事業計画を昨年策定しております。国の認定を受けました。この計画に基づいて、市と商工会、それから、金融機関などが連携して創業に関する相談を受けたり、適切な情報提供を行って支援窓口のあっせん、紹介、それから、経営の基礎知識を学ぶような創業塾という5日間のコースのセミナーを実施しているところでございます。この認定を受けることで、創業塾を受けられた方には優遇措置もあることになっております。

今後は、商工会と連携を密にしながら、創業支援についてのさらなるPRを行うなど、創業塾の充実、そういったことを取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、先ほど吉原議員さんからありましたけれども、創業に対する支援についても、今後、商工会と一緒に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）（登壇）

はい、ありがとうございます。

商店街地域の振興はみやま市の長年の懸案事項であり、すぐには結果が出ないかもしれませんが。だからこそ、一歩ずつ歩み続けないと、ますます衰退する一方だと思えます。自助、共助、公助という言葉がありますが、店主の皆さん、地域の力、商工会の力とあわせて、やはり官民一体となって知恵を出し合い、地道に政策を実行していくしかありません。その第一歩として、この空き店舗の実態調査を行い、情報を集約し、わかりやすく発信していく。そして、相乗効果で既存のお店の人たちにももっと元気になってもらえるよう取り組んでま

いりたいと思います。

以上で1問目の商店街地域の振興と空き店舗活用についての質問を終わります。

それでは、次の質問をさせていただきます。

いよいよ10日後、ソフトバンクホークスのファーム本拠地が船小屋でオープンします。きのうは、ニュースを見ますと松坂投手も室内練習場で練習をしてあったみたいです。本市も近隣自治体とともに、筑後七国としてホークスと地域連携協定を結んでおり、このチャンスは今後みやま市のPRや青少年育成、あるいは宿泊施設の誘致など、大いに役立て、生かしていきたいと思います。

さて、その筑後七国でみやま市は幸の国として売り出しています。幸とは幸せのことであり、本市職員の皆さんにおかれては、全ての市民の皆さんが幸せになれるように日夜真摯に業務に取り組んでおられます。

そんな中、昨年4月1日から生活困窮者への対応策として、生活困窮者自立支援制度が施行になり、みやま市においても実行されております。生活保護費を抑制する一連の制度見直しの流れの中で行われる制度ではありますが、その一方で、生活保護受給への水際作戦となり、生活苦、貧困を放置する結果にならないよう、住民の命、暮らしを守るためのきめ細かい本来の自立支援がなされる仕組みと体制づくりが必要であると感じております。

そこで、伺います。

1つ目に、本市について、生活保護受給の現状と生活困窮者の自立を支援する、この制度と生活保護の関係についてお伺いいたします。

2つ目に、昨年4月から本市でも運用開始したこの自立支援制度ですが、必須事業と各自治体が任意で行う事業があります。本市におけるその内容と相談件数や受け入れ体制などの現状をお伺いいたします。あわせて、運用開始から約1年たつ中で出てきた課題もお聞かせください。

3つ目に、自立支援制度があるけど、知らないという市民の方が多いのではないのでしょうか。一人でも多くの市民の手助けとなるように、幸せにつながるように、今後の市民への周知に対する対策をお聞かせください。

4つ目に、今、社会で取り上げられている問題として、子供の貧困対策があります。きのうの末吉議員の質問の中でもありましたが、厚生労働省によると、18歳未満の子供の貧困率が過去最悪の16.3%、約6人に1人に達し、西日本新聞の調査によると、中でも福岡県は特

に深刻で、4人に1人、約19万人が貧困状態であると見られています。今のみやま市の現状は、きのう御答弁があった就学援助を行っている小・中学生がふえているということもありました。この子供の貧困問題について、この自立支援制度でできることはあるのか、また、今後みやま市として取り組む予定はあるのかをお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、生活困窮者自立支援制度についての御質問にお答えをいたします。

まず、生活保護の現状について御説明を申し上げます。

平成28年2月末の生活保護世帯数は284世帯、保護者数は380人で、保護率は9.9パーミルであります。昨年度末の世帯数は292世帯で、保護者数401人、保護率は10.2パーミルで、扶助費の総額といたしましても、平成25年度決算額は712,580千円、平成26年度決算額は634,090千円と、近年の傾向といたしましては、少しずつですが、減少傾向にあります。

まず、1点目の自立支援制度と生活保護制度との関係についてですが、生活保護法は、現に保護を受けている人や保護を必要とする状態にある人が対象であります。自立支援法では、生活困窮者、つまり現に経済的に困窮し、このままいけば最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象としています。生活困窮に至るには、失業や病気、借金問題、家庭問題など、さまざまな要因があり、生活基盤が非常に不安定な状態の方が多く見られます。

自立支援事業とは、まず生活基盤を安定させ、本人に寄り添いながら、最終的には自立により就労や生活改善へと支援をしていくものであります。議員御指摘のとおり、生活保護を水際でとめるということではなく、それぞれを連携させながら、生活困窮者に対する支援を行っていかねばと考えております。

続いて、2点目の本市における自立支援の現状と課題についてでございますが、まず、平成27年4月から始まりました生活困窮者自立支援事業は、必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金、任意事業として就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業があります。本市では、任意事業といたしまして家計相談支援事業を実施しております。

生活困窮者自立支援事業に関する相談件数や受け入れ体制の現状についてですが、まず受

け入れ体制から説明をいたします。

この事業を取り組むに当たり、庁舎内の関係部署で構成するみやま市生活困窮者自立支援対策委員会を立ち上げました。委員長に副市長、副委員長に保健福祉部長、委員には市民部、教育部、環境経済部、建設都市部の各課長で構成しております。また、生活困窮者自立支援事業につきましては、グリーンコープ生活協同組合ふくおかと委託契約を締結いたしております。事務所は、福祉事務所生活支援係内にくらしの困りごと相談室の看板を掲げております。

自立相談支援事業につきましては、相談員1名を配置し、月曜から金曜日まで毎日、家計相談支援事業につきましては、別に相談員1名を配置し、週1回、水曜日に相談事業を開催いたしております。

相談件数は、自立支援相談事業につきましては、4月から現在まで、初回面談へ結びついたものが50件、その中で、さらにプラン計画を策定し、支援を開始したのが20件で、そのうち5件が終結し、15件が継続中であります。先ほどの20件の中からさらに家計相談支援へつないだのが11件で、2件が終結し、9件は相談継続中であります。

また、運営上の問題点についてでございますが、大きく3点あります。1つ目は、相談者のうち約半数が家庭内の問題を抱えておられ、週1回の家計相談では足りない状況になっております。2つ目は、ケース内容に応じて市役所各課との連携や民生委員さんから窓口紹介をいただいておりますが、生活困窮者の方はもっと多くおられるのに、相談件数が思いのほか少ないように思われます。困窮者の早期発見と相談支援の幅広い浸透を図りたいと考えております。3つ目は、相談窓口を生活支援係の一角で行っており、相談室も他の相談と重なったりと手狭で、専用の事務所を持っていないことでもあります。この生活困窮者自立支援は今後も永続していく事業でありますので、きちんとした事務所と相談室の確保を整備していく必要があると考えております。

続いて、3点目の制度の周知につきましては、4月に広報への案内掲載、瀬高・山川・高田地区民生委員会での新制度説明と連携のお願い、市役所関係部署へリーフレット配布、山川・高田両支所、社会福祉協議会、図書館等へポスター掲示とリーフレット配布依頼、区長会を通じて案内チラシの回覧をお願いしてまいりました。また、民生・児童委員協議会へは、7月に高田、8月に山川、9月に瀬高の地区民生委員会へ出向きまして、新制度の内容説明と協力依頼を再度お願いしてきたところであります。今後も広報やポスター掲示を含め、さ

らなる制度周知に努めてまいりたいと考えております。

続いて、4点目の子供の貧困対策についてでございますが、自立支援事業でできることはないかとの御質問でございますが、任意事業の学習支援事業の中に日常・社会生活支援、相談支援等の社会的居場所づくり支援等も含まれますが、現在、事業のニーズについて把握しておりませんので、今後の課題と考えております。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

御答弁ありがとうございます。

全国的に生活保護受給世帯がふえている中、本市においては生活保護受給世帯、人数、そして金額も減っております。これは人口減以外に何か理由があるのか、わかったらお教えお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

梅津福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

基本的には人口減よりも生活保護の減少率は少ないと思います。大きな原因といたしましては、死亡による原因とか、あと就労による原因、あと転出とか、そういうふうな原因が生活保護からの離脱の原因であります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

はい、ありがとうございます。

では、2番の自立支援制度の中身についてお伺いしたいと思います。

実際の相談者というのは、どういった経路でこの相談にたどり着くことが多いのでしょうか、お教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

梅津福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

それでは、50件の相談件数の、どういう経路で来られたかということについて、ちょっと明細をお知らせしたいと思います。

まず、50件のうち、本人自身が直接来所されたのが10人、電話やメール等で12名、それと、家族や知人の方が電話とかメールで1名、こちらのほうとして把握したのが1名ですね。それが約24名の方です。自分から来られた分ですね。それから、関係機関、行政や社協とか、そういうので来られたのが約24名で、大体半分半分ですね。内訳としましては、福祉事務所が5名、税務課が4名、農林水産課2名、市役所の受付のほうで案内されたのが2名、社協が3名、ハローワーク1名、民生委員さんから4名、委託しているグリーンコープさんを経由での3名、その他2名ということで、大体半分が自分のほうから、あと半分の方が関係機関からの情報提供でつないでいるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

はい、ありがとうございます。

3番の周知に関しても関連することなんですが、相談件数が課題の中で思いのほか少なかったということが御答弁いただきました。これはやはり周知が少なかったということが原因かなとは考えております。その辺はいかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

梅津福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

相談件数が思いのほか少ないと思う根拠にいたしましては、税や料等の未納とか、そこら辺の状況から比べると、相談は50件で、ケースとして受けたのは20件でございますけれども、もっとあっていいのかなという感じでの、そういう意味でございます。ですから、今後また再度、ポスター掲示場も含めまして、広報とか、いろいろ御意見ございますが、新たな目立つような広報と、また積極的なチラシ、パンフの配布、場合によってはいろんな団体等の要望がございましたら、そちらのほうにも出向いていって、相談員さんのほうも当然説明、周知する意思も持っておりますので、そこら辺は、例えば商工会さんの何か会議の折とか、御要望があれば出向いて、そういう制度説明あたりもできますので、どうぞ御協力のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

はい、ありがとうございます。

リーフレットですね、すごくわかりやすいリーフレットをつくってあると思います。このくらしの困りごとというのですね。やっぱり人目についたほうがいいと思いますので、例えば、24時間のコンビニとか、スーパーとか、そういったところにも置かせてもらうとか、あるいは先ほどおっしゃられた水道料金や保険、固定資産税の滞納者の方への督促状の中に同封したり、そういったことも考えながら、もっと多くの市民の手助けに活用していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

また、最後の子供の貧困についてですが、生活保護受給世帯の子供の援助もこの学習支援は対象になると聞いております。生活保護受給世帯の子供の中退率は、全体の平均の約3.5倍という数値も出ております。貧困ゆえに教育の機会を奪われることがあってはならないと思います。それを助けるのが行政の役割だと思います。今後、みやま市でも必要となれば、この任意事業である子供への学習支援、こういうことも考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

生活困窮者の内情は多種多様で、一筋縄ではいかないのが現実だと思います。生活困窮者の自立は簡単にはいかない。しかし、生活困窮の実情を十分に理解した上で辛抱強く訪問を重ね、金銭管理や就職活動にもきめ細かい支援が必要となってきます。生活困窮者の支援は、いかに役所内の連携体制が必要かと思います。先ほど市長の答弁にもありましたが、庁内では生活困窮者自立支援対策委員会を昨年2月から副市長を委員長として立ち上げておられます。今後もしっかりと全庁挙げての取り組みをお願いしたいと思います。

これをもちまして、生活困窮者支援制度についての質問を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩いたします。午後の会議は13時半から再開いたします。

午後0時13分 休憩

午後1時28分 再開

○議長（牛嶋利三君）

午後からの開始、13時半からということで御案内しておりましたけれども、ちょっと早うございますけれども、全員おそろいでございます。引き続き午後の会議を再開し、2番吉原政宏君、3番の質問を引き続き行ってください。

○2番（吉原政宏君）（登壇）

皆さん改めましてこんにちは。最後の質問、時間をしっかり確認しながら行っていきたいと思います。

では、第3問目、本市のシティプロモーション事業についてお伺いいたします。

本事業に関しましては9月の一般質問でもお伺いいたしましたが、本市において、シティプロモーション事業の定義を、まちの認知度やイメージを高めるための取り組みを総合的に実施すること、観光客の増加、定住人口の獲得、企業誘致などを目的として、昨年9月議会で補正予算を組み、今年度内のシンボルカラーやキャッチフレーズの制作、PRコンテンツの開発、シティプロモーション戦略プラン策定に取り組まれております。

まず1つ目に、戦略策定のための委託業者選定についてお尋ねいたします。

プロポーザル方式にて委託先を決定したということでしたが、その選定のプロセスと決定に至った要因をお聞かせください。また、その選定に当たっては昨年9月議会の質問の中でお聞きしましたが、同じようにみやま市の魅力を発信しているみやま市魅力発信協議会のメンバーでもある商工観光課を含め、観光部署と横の連携をとり、行われたのかを含めて御返答をお願いいたします。

2つ目に、この事業の戦略プラン、PRコンテンツ、シンボルカラー、キャッチフレーズの策定が今月までの予定となっておりますが、現在の進捗状況をお教えてください。

3つ目に、今後どのように市民を巻き込んで、このシティプロモーションがよりみやま市のためになるのか、継続的な取り組みの計画をお伺いいたします。

以上、3点よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、シティプロモーション事業についての御質問にお答えをいたします。

シティプロモーション戦略事業につきましては、地方創生先行型の交付金を活用することとして、昨年9月議会において補正予算を計上し、可決をいただいたものでございます。知

名度の向上や交流・定住人口の増加を目指して、本市の地域資源や魅力を効果的にPRする戦略を取りまとめるものでございます。

まず、1点目の計画策定委託業者の選定についてでございますが、昨年10月23日から公募型プロポーザルの一般公募を開始し、その結果、広告代理店など4者の応募がございました。

選定に当たりましては、副市長を初め、6名の審査委員会で第1次の書類審査により3者を選定し、その3者による企画提案書のプレゼンテーションを実施いたしました。

審査におきましては、業務を実施するに当たっての基本的な考え方や本市における効果的なプロモーションとは何かなど総合的に検討した結果、株式会社博報堂九州支社に決定をしたところでございます。

次に、2点目の今期作成するシティプロモーションの内容についてでございますが、シティプロモーション戦略の策定を中心にPRコンテンツやシンボルカラー、キャッチフレーズの作成を予定いたしております。

市の総合的なPR策をまとめた戦略の策定に当たりましては、魅力発信協議会とも情報交換を行うなど、連携をとりながら進めておるところでございます。また、キャッチフレーズの作成につきましては、本市が日照時間に恵まれ、豊かな農作物を育む晴れのまちというコンセプトで4つの案を作成し、市民から広く御意見をいただくため、ホームページでアンケートを実施したところでございます。そのほか、PRコンテンツやシンボルカラーの作成については、本年度中の取りまとめに向け、現在作業を行っておるところでございます。

次に、3点目の今後の継続的な取り組みについてでございますが、シティプロモーションの取り組みは、市民との協働が重要であると認識をいたしております。シティプロモーション戦略の取りまとめに向け作業を行っているところでございますが、短期的な話題づくりだけではなく、将来を見据えた戦略の策定が重要であります。その戦略の中で市民協働の取り組みを盛り込むことといたしたいと考えておるところでございます。また、その取り組みに当たりましては、魅力発信協議会を初めとする各種団体とも連携をとりながら進めてまいり所存でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

御答弁ありがとうございます。

初めに、1番目の業者選定に当たってですが、3者入札がありまして、プロポーザルで最終的に株式会社博報堂九州支社に決定したということで御答弁いただきました。

改めてこの業者を選定された一番のポイント、どういった点がよくて、この博報堂九州支社にされたのかをお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

プロポーザルの審査に当たりましては、プロポーザルは4者応募がございまして書類審査で3者にまずいたしました。3者でプレゼンテーションを行いまして、答弁にありますように6名の審査委員会で審査をいたしたところでございます。6名は副市長がトップでございまして、その中には商工観光と農林水産の課長も入れて審査を行っております。

審査に当たりましては、総合的な観点から行うことにいたしておりますけれども、100点満点で点数をつけております。博報堂のどこがよかったかということでございますけれども、全体的に総合力がよかったと。書類審査で70点満点、プレゼンテーションで30点満点の配点にいたしておりますけれども、総合的によかったということで、会社の概要も御案内のとおり、日本を代表する広告代理店でございますので、そういうことも考慮して総合的に決定いたしましたというところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

ありがとうございます。博報堂というと、やはり名が通った会社でありますので、博報堂がみやま市と協定して、一緒にみやまのPRに役立てていただけるということは、すごく本当に心強く思っております。

その中で、キャッチフレーズについてホームページでアンケートをとられておりました。2月26日から3月8日、きのうまでアンケートをとられておりました。どれが1番だったかということは、またちょっとおいといて、何件くらいこのアンケートに答えられたのかをお教えください。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

時間的な制約、それから市報でお知らせしたことぐらいしかできませんでしたので、全体で160件程度の応募でございました。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

この160件というのが多いのか少ないのかわかりませんが、市民の数からいくと、かなり少ないのかなという感じはいたします。中でも、職員の方々からのアンケートの回収みたいなのは考えられなかったのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

職員につきましては庁内LANで応募を呼びかけますとともに、応募用紙を配布いたしまして別途募集をかけたところがございますが、含めまして160件の応募でございました。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

アンケートの集計数もやっぱり少ないみたいなんですね。昨年的一般質問の中でも子供たちの愛郷心、ふるさとを愛する心を育むためにみやま市の新たな魅力を小・中学生に考えてもらおうと提案いたしました。このキャッチフレーズの作成というのは、まさにこれを実行できる大きなチャンスだったのではないかと思います。4つの中から選ぶのではなく、もう少し早い段階で教育委員会と連携して子供たちからも公募する、こういうことも考えられたのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

全協の中でも御報告申し上げましたけれども、4つの案につきましては博報堂の専門のコピーライターでつくられたものでございます。その4つの中から選ぶことにつきまして市民の方のアンケートをとったところでございますが、あわせて教育委員会にも御相談申し上げまして、特に中学生の方で応募できないかというような働きかけをいたしましたところ、どうしても私どもの作業日程がおくれたせいもございまして、卒業式間近ということもあり、なかなか中学校の協力も得られず、全体としての呼びかけに終わったところでございます。反省すべきところはございましょうけれども、これを受けて今年度中の作業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

ありがとうございます。時間的な制約があったということだと思います。もっと時間があれば、教育委員会の協力も仰げたのかなと思っております。9月の補正で行い、それから業者選定、もうちょっと早い段階で一ひねりしていただければ、もっと多くの意見が取り入れられたのかなという気もいたします。

このキャッチフレーズについてですが、どういう場面で、どれぐらいの期間使うことを想定されているのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

具体的には、今、取りまとめ作業中のシティプロモーション戦略という計画書でございますから、その中で考えていくことといたしておりますが、考えられますのは、目につくところ、あらゆるところでキャッチフレーズを使ってまいりたいと思っております。例えば、名刺の台紙にこのコピーを入れたり――タグラインといいますけれども、タグラインを入れたり、例えば、ホームページのトップページに使う、それから、記者会見の席上の、今、後ろにちょっとしたボードを使っておりますが、そういうところに活用する、それから封筒等でございます。あらゆるところで活用して、市のイメージアップに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

キャッチフレーズは、有効に使っていただきたいと思います。キャッチフレーズについては、住んでみたい、観光してみたいと思うような訴求効果がないと効果がないと思います。また、何よりもやっぱり強い印象、そして、よいキャッチフレーズの要素としては、驚き、注目、共感、好奇心、新規性、地域性を織り込み、また、覚えやすさやインパクトなども大切になると思います。

今、4つ候補に挙げられております「もっとチャレンジ もっと晴れやか みやま」「チャレンジつづく晴れのまち みやま」「ミライはもっと晴れ みやま」「シアワセつくる晴れのまち みやま」、全てやっぱりこれは博報堂さんが独自で提案されたものでしょうか、それとも、市の意向も入った中で決められたものでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

博報堂の提案を受けてのものでございますけれども、提案に当たりましては、十分事前に打ち合わせをいたしております。また、魅力発信協議会との情報交換も行いまして、この中に「シアワセ」という言葉がございますが、これは魅力発信協議会の「幸のくに」ということを考慮いたして盛り込んでおるところでございます。博報堂の提案に当たりましては、十分事前に調整はいたしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

ありがとうございます。いろんな意見を取り入れながらの最終4つの提案をしていただいていると思います。できればアンケートの結果も踏まえながら、注目度が上がるような、とがったような、市民の皆さんが覚えやすいキャッチフレーズを最終的に進化させ、決定していただきたいと思います。

子供たちも初め、市民の皆さんに覚えてもらうこと、これがまちをよくする、その市民のシビックプライド、市民の誇り、意識を高めることにもつながると思います。将来を担う子供たちがこのふるさと、このキャッチフレーズをどんどん使って、みやま市を愛するようになってほしいと思います。

このシティプロモーションには、行政がもちろん音頭をとってやっていくんですが、市民の一人一人がみやま市のセールスマンであり、そういう意識を持って、みやま市の魅力をもっと広めてくれるようになっていく、そういった観点を持ってこの事業を進めていっていただきたいと思います。

最後の質問ですが、このシティプロモーション事業は、来季、今のところ予算組みはされていないと思いますが、継続的にやっていかれると思います。担当部署というのは、どこがされる予定なんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

企画財政課で所管させていただきたいと思います。事業、いろんなプロモーションが考えられますけれども、各具体的な事業に当たっては事業課とも連携いたしまして、これは窓口が企画財政課とさせていただきたいと思っております。

予算は御指摘のとおり、本年度当初予算には入れておりませんが、必要に応じて補正等もお願いするかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

ありがとうございます。地方創生に注目が集まる今、この事業に対する市民の期待は、行政が考えているよりもっと高いものだと思います。市民を巻き込んでシティプロモーション事業を行うことで、現在、みやま市に住んでおられる方には住み続けたいまちと感じてもらえ、他市の方には、みやま市に住みたい、そういったふうに思ってもらえるように、定住促進につながるよう、このシティプロモーション事業を進めていただきたいと思います。

以上で本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、1番奥菌由美子君、一般質問を行ってください。

○1番（奥菌由美子君）（登壇）

皆様こんにちは。1番、公明党、奥菌由美子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、みやま市の障害者福祉について3点質問させていただきます。

1点目に、「障害者差別解消法」の4月施行に向けた市の準備状況についてお尋ねいたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法が平成28年4月1日から施行されます。自治体は障害者に対し、不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務となります。一例として、福岡市では、障害者差別解消法の平成28年4月施行を踏まえ、平成25年度から庁舎内に委員会を設置して、職員の人的サポートによる来庁者の安全確保とサービスの向上に取り組み始め、障害者など介助を必要とする人が役所を訪れた際に適切に対応できるよう、若手職員を中心に、介助の知識と技術を総合的に身につけられるサービス介助士資格の取得を促し、昨年12月までにサービス介助士の資格を持つ職員を7区全部の区役所126全ての課に配置し、車椅子の移動や目が不自由な方の誘導などの手助けを行ってあります。これは自治体としては全国初の取り組みとのことでした。

西原市長の施政方針でも述べられていますが、7つの重点政策の第4、高齢者、障害者への健康・医療・福祉の充実におきまして、障害者差別解消法の円滑な運用に向けて、障害を理由とした差別の防止や相談に関する体制を整備するとともに、啓発活動に取り組んでまいりますとあります。

そこで、自治体においては努力義務となりますが、差別の考え方や具体的な事例を明示する対応要領を市として作成されるのか、また、障害者の身近な相談窓口として、障害者団体や医療機関、有識者などから成る障害者差別解消支援地域協議会を設置できるようになりましたが、設置の予定があるのかを含め、現在の市の準備状況と、今後どのように体制を整備し啓発活動をされるのか、お尋ねいたします。

2点目に、目の不自由な方などへの「広報みやま」の提供についてお尋ねいたします。

現在、ボランティアの皆さんの協力により点字広報と声の広報が作成され、図書館での貸し出しや希望者への郵送が行われています。

点字広報は「ろくてんくらぶ」さん、声の広報は瀬高朗読の会さん、朗読サークル草笛さ

んに御協力いただいています。郵送費は障害者郵便を使用しますので無料ですが、テープ代などはボランティアの方が負担されています。また、点字用紙の現物支給はされているようですが、その他の作成に係る経費はボランティアの方が負担されており、障害のある方の郵送希望者も少ないのが現状です。

広報みやまは市民の皆さんに市の大事な情報をお知らせするものであり、市として障害のあるなしにかかわらず、情報をお届けする責任があるのではないのでしょうか。障害のある方だけでなく、小さい文字が見えにくくなった高齢者の方など、希望者があればテープを配布するといった幅広い活用なども含め、今後の対応について市の見解をお聞かせください。

3点目に、障害者の防災についてお尋ねいたします。

あさって3月11日で、東日本大震災発生からちょうど5年となります。この大震災で多くの方が犠牲となり、1,600名以上の障害者の方が犠牲となりました。NHKが被災した市町村へ調査したところ、障害者の死亡率は全住民の2倍にも上ったそうです。

災害を防ぐためには、自助・共助・公助の組み合わせが大切であると言われています。防災の基本は自助です。災害が大規模で深刻な状態になればなるほど、自分の命は自分で守る、自分のことは自分で助けるということが最も大切であることは言うまでもありません。しかし、障害のある方にとって、地域の助け合いの共助や行政による救助、支援の公助は必要不可欠です。

5年前の東日本大震災では、御近所の方を助けようとして津波に流されたという痛ましい報道が数多くありました。また、行政も助けに行きたくても行けない状況に陥りました。このように実際に災害が起こった場合、現実問題として共助や公助には限界があるかとは思いますが、日ごろから非常時に備えた防災行政を進めることが大切だと考えます。

東日本大震災を教訓に災害対策基本法が改正され、自治体での避難行動要支援者名簿の作成が義務となり、昨年、名簿情報の提供に同意された方々の名簿が行政区長さんや民生委員さんへ配布されました。また、希望者には個別支援計画を作成して効果的な支援を行う計画となっていました。名簿配布後に情報内容の変更等があるかと思いますが、現時点での避難行動要支援者名簿の登録情報の更新状況や個別支援計画の作成、活用状況、また、障害者や高齢者など、災害時に自力で避難することが困難な方への今後の支援体制についての計画をお教えください。

以上、3点につきましてお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

奥菌議員さんのみやま市の障害者福祉についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「障害者差別解消法」の4月施行に向けた市の準備状況についてでございますが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が本年4月1日から全面施行されます。

この法律の第7条では、障害があることを理由としてサービスの提供を拒否したり制限することを禁止した不当な差別的な取り扱いの禁止及び障害のある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供、この2つが議員御指摘のとおり、市の法的義務として課せられることとなります。

本市では、同法の趣旨が確実に反映されるよう、本年2月22日に、保健医療経営大学で社会福祉論を御専門としておられます泉賢祐教授を講師にお招きし、係長以上の職員を対象に研修会を実施し、同法の趣旨が行政サービスに確実に反映されるよう備えているところでございます。

次に、地方公共団体に努力義務として規定されている同法第10条の地方公共団体等職員対応要領についてでございますが、本年1月に福岡県が障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を策定いたしております。前述しました職員研修会におきましても資料として活用したところですが、この対応要領は不当な差別的な取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供を職員が適切に行うための要領であり、その内容の多くは職員の服務と深く関連してまいります。

現在、福岡県の対応要領に準じた内容で考えておりますが、今後、関係する課と調整を図った上で速やかに策定する必要があると考えております。

また、障害者差別解消支援地域協議会についてでございますが、こちらは、同法第17条で障害者の自立と社会参加に関する事務に従事する国及び地方公共団体の機関を構成員として組織することができると規定されており、また必要に応じて、さまざまな分野の構成員を加えることができるようになっております。

同協議会の主な事務は、障害者差別解消法の目的を達成するための情報交換と協議となっ

ており、協議会設置につきましては、今後検討してまいりたいと思っています。

続いて、2点目の目の不自由な方などへの「広報みやま」の提供についてでございますが、目の不自由な方のため、広報みやまを点訳した点字広報と音訳した音声カセットテープ、声の広報を3つのボランティアグループの皆さんが作成されています。

目の不自由な方への郵送のほか、点字広報はみやま市立図書館で、声の広報は市立図書館本館のほか、山川市民センター、まいピア高田の図書館でも借りることができます。

目の不自由な方がこれらの郵送を希望される場合、社会福祉協議会にありますみやま市ボランティアセンターに御連絡いただき、ボランティアグループより発送していただいているところでございます。

現在、点字広報、声の広報、合わせて15人の方にお届けいたしております。これらの作成、発送にかかわる経費ですが、議員御指摘のとおり、目の不自由な方への郵便料金は郵便法により無料となっておりますが、カセットテープ代などはボランティアグループの方が負担されていまして、点訳、音訳のボランティアグループへ点字用紙やデータ移動用のUSBなど、一部の現物を支給する形で昨年度より助成を行っております。また、来年度より協力謝礼金60千円を予算計上しております。

現状では引き続きボランティアの皆様のお力をおかりしながら、必要とされている方へ点字広報、声の広報のお届けができればと考えておりますので、ボランティアグループに対しましては必要な消耗品等の補助を行い、また、市の福祉担当課や医療担当課などとも連携を強め、障害者手帳の交付時や障害者医療の更新時など、さまざまな機会を捉えて対象者への周知を図ってまいりたいと存じます。また、広報紙を読むことが困難な高齢者の方などへの対応に関しましては、今後、検討してまいりたいと存じます。

視覚障害者の方の社会参加を促進するため、広報紙の情報を点字、テープなどにより毎月提供していただいているボランティアの皆様の御苦勞に改めて心から感謝を申し上げます。

続いて、3点目の障害者の防災についてでございますが、防災では、みずからの身の安全はみずから守るという自助、地域連携により隣近所で助け合う防災活動の共助、行政機関等による救助活動、援助活動の公助の3つがお互いに連携し、一体となることで被害を最小限にとどめることにつながるものと考えております。

災害が発生したとき、被害を軽減するためには、まずは迅速で適切な避難が重要であります。円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、高齢者や障害者など災害時にみずから避難する

ことが困難な人、いわゆる避難行動要支援者と位置づけられる人の情報を事前に把握し、日ごろから見守り、支え合うことができる地域づくりが今求められています。

本市におきましては、これまで災害時要援護者名簿を整備し、高齢者や障害者の方々の避難支援に取り組んでまいりましたが、災害対策基本法の改正により、新たに避難行動要支援者名簿を備え、支援対策の基礎とするよう義務づけられました。このため、防災を所管する総務課と高齢者を所管する介護支援課、障害者を所管する福祉事務所の3つの課の連携により取り組みを進めております。

避難行動要支援者名簿は、要介護認定の3から5を受けている人、身体障害者手帳の1級、または2級の交付を受けている人、療育手帳のA判定を受けている人、精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている人などの登録要件を満たす人を名簿に登載することとなり、数にいたしますと、災害時要援護者名簿の登録者717名から約1,400名程度ふえ、2,150名となります。災害発生時の避難支援や安否確認などに活用することはもとより、平常時において見守り活動や地域からの働きかけなどに生かしてまいりたいと考えております。

また、要支援者本人の情報を初め、緊急連絡先となる家族や親族の情報、避難支援等の協力者の連絡先など、個人のより詳細な情報を記載した個別支援計画を作成し、避難行動要支援者の効果的な支援体制を推進してまいります。

今後、新たな名簿登載者の約1,400名を対象に、区長、民生委員、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、個別支援計画の作成を進めていく予定といたしております。また、地域の公助の核となる自主防災組織につきましても、さらに全市的な設立に向けた取り組みをあわせて推進してまいります。

今後も日ごろから見守り、支え合うことができる地域づくりを目指し、地域防災力の向上を図るとともに、関係機関との連携のもと、安全・安心のまちづくりに積極的に取り組んでまいり所存でございます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥菌由美子君。

○1 番（奥菌由美子君）

答弁ありがとうございました。具体的事項ごとに、改めて質問をさせていただきます。

まず、1点目の障害者差別解消法についてですが、係長以上の職員を対象に研修会を実施されているということではございますが、実際に対応をされる窓口の職員と一般職員、嘱託

の方とかも含め、もう施行まで3週間ぐらいしかございませんので、施行に向けて、全職員への周知徹底をどのようにしていく予定なのか、お教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

奥菌議員さんの職員への周知徹底についてお答えさせていただきます。

まずは今回4月から始まります障害者差別解消法について、やっぱり周知を図る必要がありましたんですが、おっしゃられるとおり、窓口の一般職員が対応をするわけでございます。しかしながら、期間的と場所の問題でございまして、今、申告がっております。それで、研修を本来ならば全職員を対象にしたかったんですけども、まずは係を統括する係長以上ということを第1弾として年度内にする予定で始めたところであります。本来であれば、全職員したかったんですけども、場所と先生の都合とかもございまして、ちょっと限られたことになっております。

一般職員はどうするかと申しますと、とりあえず年内、年度内につきましてはパンフレット等、対応要領あたりを整理して、具体的な簡単なマニュアルを配布して、4月に備えていきたいと考えております。新年度に入りましては、また新たに新職員とかも入ってきますので、未受講の職員を含めまして、そこら辺は、今後、研修会等を開催しながら周知徹底を図る予定にしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1番奥菌由美子君。

○1番（奥菌由美子君）

どうもありがとうございます。先ほどもおっしゃいましたとおり、年度内はパンフレットやマニュアルの配布での対応ということでございますが、新年度をすぐ迎えますし、新しい職員の方もたくさん入ってこられると思いますので、4月1日施行に不備がないように全職員へのこの障害者差別解消法の周知徹底をよろしく願いいたします。

また、こちら市としての対応要領や、あと障害者差別解消支援地域協議会の設置についても今後検討するというので前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ早急に設置に向けて、また、円滑な運用が速やかにできるように準備のほうをよろしく願いしたいと思います。

では続いて、2点目の「広報みやま」の提供についてお尋ねいたします。

答弁の中にもございましたが、今、実際に点字広報、声の広報を発送しているのは15名の方ということで、非常に少ない人数であると言わざるを得ないかと思えます。

現物支給や、また、来年度の予算でボランティアの方への謝礼の予算計上をされているということではございますが、ボランティアの方々、皆さん御自分の貴重なお時間を使って一生懸命活動をしていただいております。ボランティアの方々の御協力をいただける部分は、もちろん十分御協力をいただく必要があるとは思いますが、市としても、もっともっと積極的にかかわっていただきたいと思っております。

具体的に幾つか挙げていただいておりますが、いつごろから、こういった広報紙を読むことが困難な高齢者の方への対応も今後検討されるということですが、具体的に予定されている内容がございましたら、また改めて教えていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

加藤秘書広報課長。

○秘書広報課長（加藤武美君）

私のほうから、先ほどいただいた質問に対して回答をさせていただきたいと思えます。

市長の答弁のほうにもありましたけど、障害者手帳の交付時や障害者医療の更新時など、さまざまな機会を捉えて周知を図っていくというふうな回答がありました。

具体的には、障害者医療の更新というのが毎年10月に更新が行われるということでございます。それで、9月にその更新に関する手続のお願い、更新手続を行ってくださいというふうな文書が対象者の方に送られるということですので、そういった機会を捉えて、声の広報等に関する資料、これを同封することが可能かなということで今は考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥菌由美子君。

○1 番（奥菌由美子君）

ありがとうございます。まず、障害者の方がこういったサービスを行ってあるということを知らないことが一番の問題かと思えますので、いろいろな機会を捉えて、少しでも市の大事な情報をお知らせする広報紙が皆様のお手元に届くように、今後とも努力を続けていただきたいと思えます。

続きまして3点目、障害者の防災についてお尋ねいたします。

災害時要援護者名簿、現在、登録者が717名ということで、また、新規1,400名対象者がいらっしゃるということで、2,150名というかなりの人数になられるということですが、個人情報を知られたくないという方もいらっしゃるかと思いますので、その名簿に載せるための同意をとるのがまずは非常に大変かとは思いますが、今後どのような計画で名簿を、同意をとっていく計画なのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

総務課長。

○総務課長（西山俊英君）

名簿の作成と個人情報の件でございますけれども、まず、災害対策基本法は平成25年度に改正されました。おっしゃるとおり、名簿を作成するのが義務づけられました。それと、関係各課が持っている個人情報、それを共有することができるということになっております。ですので、今回、総務課の情報、介護支援課の情報、福祉事務所の情報、それが共有することができるものですから、2,150名の名簿は現在のところ完成しております。

法は、平常時の場合は、本人の同意があれば区長さんとか民生委員さんに名簿を渡すことができる、日ごろから見守り活動をすることができるとなっております。当然、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合につきましては、本人の同意がなくともその名簿は区長さん、民生委員さんにお渡しすることができることとなっております。ですので、今現在、2,150名の名簿はできておりますけれども、対象者の方に対して、その同意を求めている状況でございます。

それで、前段の717名の従来からあった名簿につきましてはもう同意をいただいておりますので、1,400名の新たに加わる方の同意を今得ている状況です。約50%ほど回答いただいております。

今のところは、そういったふうな状況でございます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥菌由美子君。

○1 番（奥菌由美子君）

ありがとうございます。平時での利用も含め、災害など、いざというときに活用できないと、せっかくの名簿も意味を持ちませんので、今後とも関係各所の部署の方、皆様御協力い

ただいで少しでももし何かあった場合の手助けになるように、今後とも協力しながら進めていっていただきたいと思います。

一口に障害と言いましても、各個人個人千差万別ありますので、個々の状況に応じた支援体制、特に個別支援計画というのは、作成するのは非常に大変なことかと思えます。ただ、こちらの答弁でも、個別支援計画の作成を進めていく予定ということで前向きな答弁をいただきましたので、先ほども東日本大震災の例をとりましたが、いざというときに障害者や高齢者の方など誰も取り残さない防災を目指して、実際、現実問題としては、誰も取り残さないというのはちょっと不可能に近い部分もあるとは思いますが、少しでもこの理想に近づけるように自助、共助、公助の部分で、また障害のある人もない人もともに暮らせる社会、ノーマライゼーションの実現に向けて、これからも行政の支援、より一層お願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっとお諮りしますが、休憩入れますか、それとも、このまま引き続き行きますか。（「続行」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、トイレとか、その都度、必要な方は自由に行ってください。

続きまして、11番川口正宏君、一般質問を行ってください。

○11番（川口正宏君）（登壇）

皆さん改めましてこんにちは。2日目の一般質問も最後の登壇となりました。議席番号11番、川口正宏でございます。それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、西原市長初め、執行部の皆様には日ごろから市勢発展のため御尽力いただいておりますことに対しまして、心より感謝を申し上げますところでございます。

特に今回は地域エネルギーの地産地消で、みやまスマートコミュニティがグッドデザインの金賞を受賞し、全国各地の地方自治体等などから行政視察や研修に見えておるところでございます。おかげさまで、みやま市の知名度も相当上がってきたものと思っております。今後とも地方創生の推進に努力していただきますよう心からお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきますが、今回は瀬高公民館の今後のあり方について通告書を提出してはいたしましたが、3月5日の有明新報に、瀬高公民館改修は有効ではない、み

やま市検討委が新築を提言と大きな見出しで報道されました。

検討委員会の提言書は尊重しなくてはなりません、あえて今後の検討の資料として、通告どおり、瀬高公民館の今後のあり方について市長の御所見をお伺いいたします。

皆さんも御存じのように、瀬高公民館は昭和52年に建設され、約40年が経過しており、耐震基準を満たしておらず、建物も老朽化しており、改修するか、建てかえるか、検討する時期に来ていると思っているところです。しかしながら、瀬高公民館の今後のあり方について昨年12月に検討委員会が設置されましたが、その名称がみやま市総合市民センターあり方検討委員会ということで、疑問を感じたところでございます。

そこで、次の4点についてお尋ねいたします。

1つは、検討委員会の名称についてですが、現在の瀬高公民館を改修するか、新築するか、今後のあり方を検討するのに、みやま市総合市民センターあり方検討委員会という名称になっており、また、検討委員会の設置要綱に、みやま市における総合的な市民センターのあり方について調査検討するため、みやま市総合市民センターあり方検討委員会を設置すると明記してあり、これは建てかえることを前提にした検討委員会なのか、その辺について具体的にお答えください。

2つ目に、建てかえる目的についてですが、少子・高齢化が進み、2025年には団塊の世代の方たちも後期高齢者の仲間入りをする時代背景の中、もし建てかえるとすれば、市の総合文化施設を考えているのか、それとも福祉施設なども踏まえたところの総合市民センターを考えているのか、具体的にお答えください。

3つ目は、財源についてですが、建てかえるとなると数十億円の費用が必要になります。平成26年度の決算では自主財源が全体の20%を切っており、自主財源の総額と人件費の総額が毎年ほぼ同じぐらいになっています。今後、国の財政状況を考えると、予算総額の70%以上を交付税や交付金等の依存財源で運営しており、特に今まで年間10億円くらいあった合併算定がえの交付税も来年度から徐々に減額され、5年後にはなくなる予定でございませぬ。そういう状況の中で建設費の財源はどう考えているのか、具体的に説明してください。

4つ目に、施設の管理運営費についてですが、市内には文化施設として、まいピア高田や山川市民センターのほかにも瀬高地区には各校区に校区公民館があり、ほかにもあたご苑やげんき館などの福祉施設もあり、これらの維持管理に膨大な費用がかかっています。新規に建設した場合の管理運営費の試算はどうなっているか、その辺についても御所見をお尋ね

いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

川口議員さんの瀬高公民館の今後のあり方についての御質問にお答えをいたします。

瀬高公民館は、昭和52年3月建築で約40年を経過いたしております。施設や設備の老朽化も進んでおり、昨年度実施いたしました耐震診断の結果、耐震補強工事の必要があることがわかりました。

そこで、瀬高公民館をどうするのか、市民福祉や文化の向上を推進する観点から、施設の改修や統合、新設も含めて市民センターのあり方を総合的に検討することとして、みやま市総合市民センターあり方検討委員会を立ち上げ、広く市民の意見をお聞きすることといたしましたものでございます。

総合市民センターあり方検討委員会は、市議会や区長会を初め、各種団体の代表、学識経験者など委員20名の方に参画をいただき、積極的な議論の結果、3月3日に総合市民センターのあり方に関する提言書の提出を受けたものでございます。

提言書の取りまとめに当たりまして委員の皆様には大変な御尽力を賜り、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

この提言書には、瀬高公民館や関連施設の現状を調査した上で、施設整備に対する提言として、建てかえによる整備が望ましいこと、さらに市の核となる総合市民センターの整備により市民福祉や文化の向上が図られ、豊かな市民生活につながることを切に望むとされています。

さて、御質問の1点目、検討委員会の名称についてでございますが、御説明いたしましたように、当該委員会は瀬高公民館の老朽化に際して市民福祉や文化の向上を推進する観点から、総合的に市民センターのあり方を検討することとしたものでございます。総合市民センターあり方検討委員会の名称は、平成27年度6月補正予算に計上し、御説明の上、可決いただいておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の建てかえる目的、財源、施設の管理運営費についてでございますが、昨年10月に策定いたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、本市は文化、スポー

ツを通じた地域振興を掲げています。本市に住み続けたいと思えるまちづくりのために文化活動の拠点を整備し、文化の薫るまちづくりを推進するとしています。文化拠点の整備は、こうしたまちづくりの実現を目指すものでございます。

また、財源につきましては、同委員会の中でも説明いたしておりますが、過疎債が活用できると考えております。

さらに、施設の管理運営の試算等につきましては、今後、詳細な積算が必要でございます。提言書の中にも記載されていますが、しっかりとした財政計画のもと、将来に多大な負担をかけることがないようにしなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、総合市民センターのあり方に関する提言書をいただいたばかりであり、この内容を十分反映できるよう、よく検討させていただきたいと存じます。施設の規模や機能、また、管理運営方法など総合的に調査いたしまして、市民の皆様の意見をお聞きしながら計画の具体化を推進してまいり所存でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

どうも答弁をありがとうございました。何しろ今回は通告書を出した後に、すぐ答申といえますか、あれが出たということで、当初と、私の質問の内容も通告している以上、変えるわけいかなかったもんですから、こういう形になったわけですがけれども、やっぱり2番の目的なんですけれども、まだ腹案というか、総合的な福祉関係も含めたところの施設にするか、文化施設にするか、その辺はまだ予定というか、計画というか、そういうのは何もないわけですか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

検討委員会から答申をいただいておりますので、福祉施設も含めて検討をしてみたいと思っております。

ただ、柳川市とか筑後市には大きな施設が、市民ホールがございますので、柳川市も今、新しく建てかえようとしています。そうした場合、みやま市に今は、まいピアとか、それから山川市民センターがございますけれども、これは収容人員が大体450人、山川に至っては

300人ぐらい、そうすれば、やっぱり七、八百人入る施設でないとNHKののど自慢も来ないと。そして、大きないろいろな催しもできないということで柳川市とか筑後市に奪われて、みやま市は何もできないということになれば、市民の皆様も何しよるか、こういうようなことでございますので、財政的な意味を十分考えて過疎債を十分に活用し、何とか検討委員会の提案に基づいてじっくりと精査し、将来に余り負担を残さないような形でやりたいと、このように思っておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

そうしたら、やっぱり福祉関係も含めたところの大がかりな総合施設をつくりたいということですね。

そういう中で、今現在あるまいピアとか山川市民センターが300人から450人ということで今進んでいるわけですがけれども、これから先、今の市長の答弁では、のど自慢とかできる800人規模の会場をつくりたいということなんですけれども、やっぱりこれから先、人口はますます減ってくるわけですね。それと、今一番みやま市でまとまった行事といいますか、成人式とかそういうのはいろいろありますけれども、今の中学の在校生の数とかからしても30年先ぐらいには市内全部の中学校卒業生合わせて380名ぐらいしかならんわけですね。それで、そういう中で、やっぱり今度の創生ビジョンの中でも、20年後の2035年の予想人口が3万1,374人ということでありますけれども、そういうふうで、ちょっと国の社会保障・人口問題研究所の推定では2025年で3万3,240人、2035年で2万8,282人とずっと減少をしていく予定といいますか、数字が上がっているところですがけれども、先ほど言われましたように、柳川市でもこの前から話が進んで設計業者か何かもう大体決まったみたいな話も聞いておりますけれども、結局、人口に対してとか、そういうとも含めた中で今後検討していられる中で、十分そういうものを踏まえた中で検討していただきたいと思います。その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

確かに言われるように人口は減少するかもしれませんが、私はなるだけ人口が減少しない

ようにいろいろな施策を今後とっていきたいと思います。その一つの証拠として、いすゞ自動車が来てくれましたし、また、できれば企業団地をつくって、そこに工場を誘致して攻めの市政をしなければ、ただ人口が減るから、もうどうしようもないということじゃいけません。できる限り挑戦をしていって、まちを発展させるというのが私たちの大きな役目ですから、何もしなくて、それはもう難しかばいと言いよんなら、これは誰でん市長はできるですよ。本当これはやっぱり頑張らにやいかんとですよ。

そして、市民だけじゃなくて、これをつくることによって、大きなど自慢をやったり、いろいろな有名な歌手を呼んできたりして、よそから呼び寄せにやいかんですね。そういった意味でも、私はやっぱりよそに負けない施設が必要ではないかなと、そのように感じています。

ただ、私がどんなに言ってもね、やっぱり財政的に非常に厳しいとかなんとかであれば、もう少し考えなければいけませんけれども、恐らくその答申は立派なやつをつくってくれという答申でございます、読みましたところ。だから、答申になるだけ沿うような形でやらせていただきたい。財政は、もちろん過疎債を使えますから、そして、自主財源もなるだけふやすように頑張っていきますから、ひとつ川口先生もぜひ御支援をお願いいたしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

市長の意気込みはよくわかりました。しかしながら、市長の施政方針の中にも次世代に負担を強いることのないよう自主財源を確保し、費用対効果を見きわめ、将来の安定的な財政基盤づくりに努めると言われております。そういうことで、とにかく攻めの市政は大事だと思います。ただ、検討する中で、みやま市に見合った施設をつくるというのが私は妥当ではないかと思っているところでございます。

それで、とにかく先ほども申しましたように、検討委員会からそういう方向で建てかえるということで、私もこの新聞を見てびっくりしたんですけど、一番、一面に大きな字で「改修は有効でない、検討委が新築を提言」と。そういうことで、やっぱりその検討委員会のその中に改修は有効でない、ちょっとこれは検討委員会の件ですから言えませんけれども、とにかく私も質問内容がちょっと変わってきたもんですから、きょうはもう時間もたっぷりあ

りますけれども、とにかく今後の市長の御活躍を期待いたしまして、きょうの質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

市長の活躍を期待されるそうでございます。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

午後 2 時 37 分 散会